



自然災害による建物被害を予測しリアルタイムで公開するウェブサイト

cmap.dev(シーマップ)のご案内

無償
一般公開

建物の被害を予測

台風・豪雨・地震による被災建物予測数を市区町村毎に予測し、地図上に表示^(※1)します。同時に表示される被災率により被害の規模を早期に把握することができます。

(例) 台風が発生した場合、上陸前から3パターンの予想進路と最大7日先の予測結果^(※2)を表示します。

(注1) 気象予報または気象観測データが風速30m/sを超える場合に予測を開始します。

(注2) 地震は観測の約10分後・台風・豪雨は1時間毎に予測結果を表示・更新します。

洪水・土砂災害関連情報を表示

- 気象庁が防災気象情報を発表した場合、警戒レベル4、5相当にある地域が明滅し着色するため、一目で危険な地域がわかります。
- 国土地理院が公開する浸水・土砂ハザードマップを表示することができます。有事の際は警戒レベル4、5相当の情報と重ねて表示させることもできます。

【警戒レベル4・5相当地域と洪水ハザードマップの表示イメージ】



こちらの二次元コードを読み取りご覧ください。



URL:https://cmap.dev



お電話ください。
“経営の困った”にスピーディに対応します。

企業経営者の強い味方「経営セカンドオピニオン」がお役に立ちます！

法律のご相談

税務のご相談

人事労務のご相談

に弁護士・税理士・社会保険労務士が電話でアドバイスします(予約制)

・ご利用時間:平日13～17時(土日・祝日、12/25～1/5を除きます)。
・サービスをご利用いただける方は保険契約者(法人の場合はその法人の代表者)となります。^(注)

(注) 法人の代表者から委任を受けた担当者の方もご利用いただけます。

⚠

- ・このサービスは、日本国内の法律・税務・人事労務に関するご相談が対象となり、海外のご相談は対象となりません。
- ・サービスのご利用は、保険期間中メニュー(項目)ごとにそれぞれ5回(保険期間が1年を超える場合は始期日から1年ごとに5回)までとなります。
- ・保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
- ・一般的なご質問については、専門のスタッフがお応えする場合があります。
- ・既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。
- ・サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- ・サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。

上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券と共にお送りする「タフビズ事業活動総合保険サービスガイド」でご確認ください。

あいおいニッセイ同和損保はベルマーク運動に協賛しています。

「すべての子どもに等しく、豊かな環境のなかで教育を受けさせたい」という願いのもと始まったベルマーク運動に、あいおいニッセイ同和損保は協賛会社として参加しています。ベルマークにより、学校に必要な備品・教材などの購入が可能です。また、これらの購入代金の10%が「災害被災校」への援助や、海外の学校設備の充実などに活用されます。



タフビズ事業活動総合保険なら30点!

あいおいニッセイ同和損保が協賛しているベルマーク運動は、災害被災校などに教材や教育設備品の援助を行っています。

事故が起こった場合のお手続きについて

- 事故が起こった場合には、遅滞なくご契約の代理店・扱者または「あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター」までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
- 「業務用現金盗難拡張補償特約」をセットされている場合で、手形または小切手の盗難事故が発生したときには、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社へのご連絡、警察署等への届出および盗難にあった手形または小切手の公示催告の申立てを行うとともに、所定の時期に除権判決の申立てを行ってください。また、振出人等に対して、所定の時期までに異議申立提供金を手形交換所へ提供する旨を依頼してください。
- 賠償責任・弁護士費用等・法律相談費用を補償する特約をセットされている場合、賠償事故・被害事故にかかわる損害賠償請求権の委任、示談交渉・弁護士等への法律相談等は、必ず事前に当社とご相談のうえ、おすすめください。

あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター

事故の
場合は

事故が起こった場合は、遅滞なくご契約の代理店・扱者または右記までご連絡ください。

24時間365日受付

0120-985-024
(無料)

- IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。

ご 注 意 い た だ き た い こ と

- このパンフレットは「タフビズ事業活動総合保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください(団体扱・集団扱契約、保険料を口座振替で払い込んでいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合があります)。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。
- 「タフビズ事業活動総合保険」は事業活動総合保険のペットネームです。
- 契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、当社代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。
- 「タフビズ事業活動総合保険」は、保険の対象ごとに損害保険金のお支払額が1回の事故で保険金額^(※)の80%を超えた場合は、物損害補償条項の保険契約は損害発生時に終了します。なお、80%を超えない限り、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずに保険契約は満期日まで有効です。
- (注) 保険金の支払基準を「新価」としたご契約で、保険金額が再調達価額を超えるときは再調達価額、保険金の支払基準を「時価」としたご契約で、保険金額が時価額を超えるときは時価額とします。
- 保険期間中に契約プランや免責金額の変更を希望される場合は、契約をご解約後、改めて契約いただく必要がありますのでご了承ください。
- 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は各々の分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
TEL:03-5424-0101(大代表)
https://www.aioinissaydowa.co.jp/

● ご相談・お申込先

(200930) (2020年9月承認) GA20B010425 (21-871) [DK14]



「大切な財産の補償」や「事故や災害、感染症発生後の事業継続」に備えたい方に

事業活動

事業活動総合保険

令和3年1月以降保険始期用



MS&ADインシュアランスグループは、サッカー日本代表を応援しています。

タフビズ

TOUGH Biz



「タフビズ事業活動総合保険」はベルマーク協賛商品です。

事業活動総合保険

事業活動のリスクを
トータルガード!

自動車事故
の補償

従業員の
ケガなど
の補償

財物損害・
休業損害
の補償

損害賠償
の補償

建物など財物の損害に加え、事故や災害、感染症による休業時の損失を補償します。



もしも!

火災などの事故や台風などの 建物や設備・什器等に損害が

自然災害により貴社の所有する 発生した場合の備えは十分ですか?

過去にも
右記のような
事故が発生!



CASE.1

火災

賃借する物件において火災が発生し、保険の対象である什器・備品が損壊。



損害額
約3,000万円

CASE.2

爆発

工場内部における爆発事故により、建物が損壊。



損害額
約7,000万円

CASE.3

風災

コンクリート造の屋根の防水シートが吹き飛んで損傷。

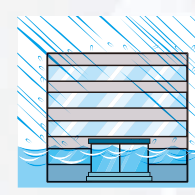


損害額
約150万円

CASE.4

水災

台風に伴う豪雨により、建物が浸水。1階の地盤面より約50cm相当が水没。



損害額
約1,000万円

CASE.5

休業損害

タバコの火の不始末により出火し、全焼となったため休業(休業日数130日)。



損害額
約1,530万円



事業活動総合保険

タフビズ事業活動総合

貴社の事業活動
事故発生時の

保険が

に関する損害について
対応をバックアップします。

詳しい
補償内容は
次のページへ



は、事故発生前から営業再開まで

基本の補償として、「財物損害の補償」「休業損害の補償」

事業活動をトータルでバックアップします！

のいずれか、または両方をご選択いただけます。

例

台風で建物や
設備・什器等が
損壊し、
レストランを
3か月間休業…

目に見える損害

基本の補償1 財物損害の補償

05 ページ

事故発生時

建 物

建物を
修復する
費用…



建物の修理費用



設備・什器等、商品・製品等

建物内にある
設備・什器等
の修復費用…



建物内の設備・什器等、
商品・製品等の修理・
再購入費用



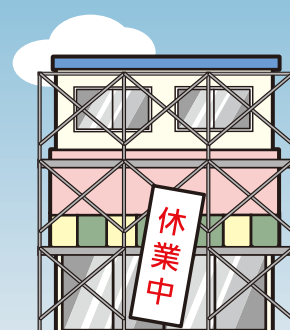
目に見えない損失

基本の補償2 休業損害の補償

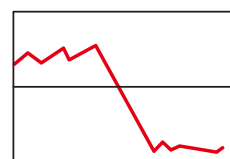
09 ページ

休業時

休業により
発生する
利益の喪失



営業が
出来なくなったこと
による営業収益の減少



休業時でも発生する
従業員等の
人件費…



休業中でも発生する
人件費等の経常費



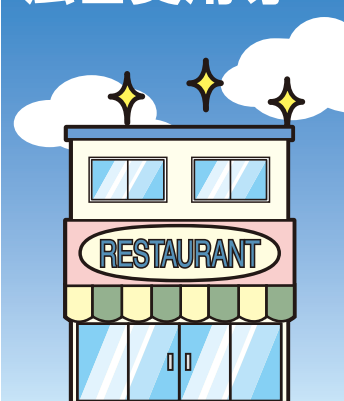
仮店舗等の
賃借費用…



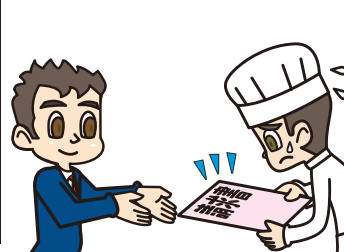
営業を継続する
ために借りた
仮店舗等の費用



営業再開時にかかる
広告費用等…



営業再開時の
広告費用等の諸費用



財物損害だけではなく、
休業損害への備えも必要
です。
新型コロナウイルスなど
の感染症^(注)発生による休
業損害への備えがあると
安心ですよ！

(注) 感染症の補償は、保健所等による消毒そ
の他の措置がなされ、損失等が生じた場
合に限ります。



火災や自然災害
だけでなく、
感染症への備えも
あった方がいいよね！



防災・減災対策、早期復旧対策

16 ページ

事故発生前 防災・減災対策に…

気象情報アラート

気象情報をあらかじめ把
握することにより、事前の
防災・減災対策に活用い
ただけるサービスです。



事故発生時 事業の早期復旧対策に…

被災設備等 修復サービス

火災や水災等で罹災した建物、機械・設備等の汚染の調査、汚染除去を災
害復旧専門会社が行います。従来は新品交換する以外に方法がなかった機
械・設備等を罹災前の機能・状態に復旧し、事業の早期再開を支援します！

被災設備等修復サービス



オプション補償

11 ページ

主なもの

施設賠償責任

施設の所有・使用・管理や仕事の遂
行に起因する事故による損害を補償
します。



借家人賠償責任

偶然な事故により、借戸室に損害
を与え、貸主に対して法律上の損害
賠償責任を負担した場合の損害を
補償します。



類焼損害

火災または破裂、爆発事故によって、
近隣の建物やその収容動産に類焼
した場合の損害を補償します。



財物損害の補償

保険の対象および保険金額(損害が発生した場合に当社が支払う

べき保険金の限度額)を設定してください。

補償内容の詳細は23ページ

保険の対象について

下記ア.からク.を保険の対象とすることができます。

保険の対象	ご説明
ア.建物	門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除く、土地に定着し、屋根および柱または壁を有するもの
イ.建物内家財	建物内に収容される生活用動産(被保険者または親族の方が所有するものに限ります)
ウ.建物内明記物件 〔建物内明記物件補償 特約(貴金属等用)(稿 本等用)をセット〕	(ア)建物内家財または建物内設備・什器等 ^{しやう} である1個または1組ごとの価額が30万円を超える貴金属等で、イ.建物内家財およびエ.建物内設備・什器等とは別に保険金額を定めたもの(注1) (イ)建物内家財、建物内設備・什器等または建物内商品・製品等である稿本等で、イ.建物内家財、エ.建物内設備・什器等およびオ.建物内商品・製品等とは別に保険金額を定めたもの(注1)
エ.建物内設備・什器等 ^{しやう}	建物内に収容される設備・什器等
オ.建物内商品・製品等	建物内に収容される商品・製品等
カ.屋外設備・装置	建物を除く、土地に定着している門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等
キ.建物外設備・什器等 ^{しやう}	建物内に収容されない設備・什器等(屋外設備・装置内に収容される設備・什器等および屋外にある設備・什器等)
ク.建物外商品・製品等	建物内に収容されない商品・製品等(屋外設備・装置内に収容される商品・製品等および屋外にある商品・製品等)

(注1)別途保険料を払い込みいただく必要があります。

※保険の対象に含まれないものがありますので、詳細はP23 契約概要のご説明①の①②をご参照ください。

保険金額の設定について

保険金額の設定は、保険の対象ごとに下記2パターンの契約方法があります。ただし、商品・製品等、建物内明記物件については、新価(再調達価額)とすることはできません。

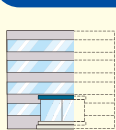
おすすめ!

新価(再調達価額)



保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な額をいいます。

時価額



損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額(注2)を差し引いた額をいいます(注3)。

(注2) 保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

(注3) 保険の対象が商品・製品等または貴金属等の場合の時価額は以下のとおりとなります。

- ・商品・製品等の場合…損害が発生した時の発生した場所におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力等のものを再作成または再取得するために必要な額(必要な額が市場流通価額を上回る場合には、市場流通価額とします)をいいます。
- ・貴金属等の場合………損害が発生した時の発生した場所におけるその保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。

- 保険金額が保険価額に満たない場合は、お支払いする保険金が損害の額より少なくなる場合があります。



建物の保険金額の設定にあたっては、土地代は除いて設定ください。

※詳細はP24 契約概要のご説明①の①⑥をご参照ください。

保険金の支払基準を変更する特約

■新価(再調達価額)基準

万一の事故の際、保険金だけで従来と同等の物を再築または再取得することができる「**新価(再調達価額)**」基準でのご契約をおすすめします。「新価(再調達価額)基準」とするための主な特約は以下のとおりです。

建物価額協定保険特約(注4) (延床面積1,500㎡未満の一般物件が対象)

- 建物に生じた損害について保険金額を限度に、**新価(再調達価額)**を基準とした損害の額を補償します。
- 新価(再調達価額)で評価を行い、保険金額は評価した額に以下の**約定付保割合**を乗じて設定してください。

【約定付保割合は下記の中から選択いただけます】

100% ・ 90% ・ 80% ・ 70% ・ 60% ・ 50% ・ 40% ・ 30%

- 損害保険金のお支払い額が1回の事故につき保険金額の80%に相当する額を超え、建物の保険契約が終了する場合には、「特別費用保険金」として損害保険金の10%(1敷地内200万円限度)を加算してお支払いします。



新価実損払特約(建物用)(建物内設備・什器等用)(注4)

- 建物または建物内設備・什器等^{しやう}に生じた損害について保険金額を限度に、**新価(再調達価額)**を基準とした損害の額を補償します。

■建物用(工場物件または延床面積が1,500㎡以上の一般物件が対象)

保険金額は1,000万円以上千円単位でお客様のご希望に応じて、新価(再調達価額)で評価した額を限度に設定ください。

■建物内設備・什器等用

保険金額は100万円以上千円単位でお客様のご希望に応じて、新価(再調達価額)で評価した額を限度に設定ください。



新価保険特約(屋外物件等用)

- 屋外設備・装置または建物外設備・什器等^{しやう}について保険金額を限度に、**新価(再調達価額)**を基準とした損害の額を補償します。

■時価額基準

支払基準を「新価(再調達価額)基準」に変更する特約をセットしない場合は、「時価額基準」でのお支払いとなります。



実損払特約(建物内商品・製品等用)(注4)

- 建物内商品・製品等に生じた損害について、損害発生時の保険価額にかかわらず、**保険金額を限度に損害の額を補償**します。保険金額は100万円以上千円単位でお客様のご希望に応じて、時価で評価した額を限度に設定ください。

(注4) 保険金額の設定にあたっては、複数のご契約に分けてご加入いただく場合は、ご契約をまとめてご加入いただくよりも、保険料の合計が高くなる場合がありますのでご注意ください。

※ベーシックプランの水災補償については実損払とはなりません。ご契約時に選択した縮小支払割合(70%、50%または30%)を適用し、お支払いする損害保険金の額を算出します。



建物内家財について

保険の対象が「建物内家財」の場合、建物内家財に生じた損害については保険金額を限度に事故発生時の新価(再調達価額)を基準とした損害の額を補償する「新価実損払特約(建物内家財用)」が自動セットされます。

保険金額の設定にあたっては、ご契約時の新価(再調達価額)を限度に、100万円以上10万円単位でお客様のご希望に応じて設定いただけますが、複数のご契約に分けてご加入される場合は、ご契約をまとめてご加入されるよりも、保険料の合計が高くなる場合がありますのでご注意ください。



貴金属等について

貴金属等については保険の対象(建物内家財または建物内設備・什器等^{しやう})に含まれますが、1個または1組について30万円を超える損害は、損害の額を30万円とみなして保険金をお支払いします。保険の対象が「建物内家財」または「建物内設備・什器等^{しやう}」の場合で、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属等をお持ちの場合は、30万円を超える損害に備える「建物内明記物件補償特約(貴金属等用)」をおすすめします。

※「建物内明記物件補償特約(貴金属等用)」で補償する建物内明記物件は、建物内家財または建物内設備・什器等とセットでご契約ください。建物内明記物件のみのご契約はできません。1個または1組の価額が30万円を超える貴金属等が建物内商品・製品等である場合は、保険の対象とすることはできません。

財物損害の補償

保険の対象について財物損害の補償対象となる事故の範囲を4つ

の契約プランの中からご選択ください。

補償内容の詳細は17ページ

基本の補償1

水災や電氣的または機械的事故の補償が充実した
ワイドPlusプランをおすすめします。

おすすめ!

- 火災、落雷または破裂・爆発
- 風災^①、雹災または雪災^② (注2) (注3) (注4)
- 水ぬれ^③
- 騒擾、労働争議等
- 航空機の墜落、車両の衝突等
- 建物の外部からの物体の衝突等^④ (注4)
- 盗難^(注4)

盗難による盗取・損傷・汚損	
生活用通貨・預貯金証書の盗難 (建物内家財が保険の対象の場合)	
業務用通貨・預貯金証書の盗難 (建物内設備・什器等が保険の対象の場合)	
- 水災^⑤ (注4)
- 電氣的または機械的事故 (注9)
- ①から⑨までの事故以外の不測かつ突発的な事故^(注4)

(注1) 免責金額はすべての保険の対象 (建物内明記物件補償特約および「敷地内屋外物件包括補償特約」の保険の対象を含みます) について共通となります。支払条件変更特約」をセットすることにより、損害の額がご選択いただいた免責金額 (1万円以上) を超える場合にお支払いの対象となります。(注4) 屋外にある「騒擾・車両衝突等支払条件変更 (20万円以上事故補償) 特約」が自動セットされ、④と⑤について損害の額が20万円以上の場合にお支払いの対象となり明記物件補償特約 (稿本等用)」の保険の対象を含みます) の場合は補償対象外となります。(注7) 所定の浸水条件があります。詳細はP17補償内容の詳細①を適用し、お支払いする損害保険金の額を算出します。(注9) 保険の対象が建物、建物内設備・什器等、屋外設備・装置または建物外設備・什器等の場合に補償の保険の対象を除きます。

※○と記載されている事故の種類であっても、保険の対象の種類や事故の内容によって保険金をお支払いできない場合があります。

ワイドPlusプランは水災の補償が充実!

■契約プランごとの水災の補償内容

契約プラン	保険の対象	損害状況	保険金の支払額
ワイドPlusプラン	すべての保険の対象	損害状況にかかわらず補償 (浸水条件なし)	損害の額 ● 免責金額
ワイドプラン	建物、建物内家財、建物内設備・什器等 建物内商品・製品等 屋外設備・装置、建物外設備・什器等 建物外商品・製品等	保険価額 ^⑦ の30%以上の損害または床上浸水 (注10) または地盤面より45cm超の浸水による損害 保険価額 ^⑦ の30%以上の損害	損害の額 ● 免責金額
ベーシックプラン	建物、建物内家財、建物内設備・什器等 建物内商品・製品等 屋外設備・装置、建物外設備・什器等 建物外商品・製品等	保険価額 ^⑦ の30%以上の損害または床上浸水 (注10) または地盤面より45cm超の浸水による損害 保険価額 ^⑦ の30%以上の損害	(損害の額 - 免責金額) ● 縮小支払割合 (注8)

(注10) 床上浸水とは、居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは畳敷または板張等
きの類を除きます。

※保険金額が保険価額の80%に相当する額に満たない場合は、その割合に応じて比例払となります (建物内家

○:補償対象 ×:補償対象外

エコノミープラン

工場物件	一般物件
○	○
○	○
○	×
○	×
○	×
×	×
×	×
×	×
×	×
×	×

免責金額の選択 (注1)

リスク実態に合わせ、免責金額設定単位ごとに
免責金額を選択いただけます。特に指定がない
場合には、で囲まれた標準免責金額が適
用されます。0万円、1万円、3万円、5万円、10万円、
20万円、50万円、100万円0万円 (注2)、1万円、3万円、5万円、10万円、
20万円、50万円、100万円0万円 (注5)、1万円、3万円、5万円、10万円、
20万円、50万円、100万円※③～⑦ (エコノミープラン (工場) は、③～⑤)
は同額の免責金額となります。0万円0万円、1万円、3万円、5万円、10万円、
20万円、50万円、100万円1万円、3万円、5万円、10万円、20万円、
50万円、100万円※⑨と⑩ (ワイドプランは⑩のみ) は同額の免
責金額となります。

(注2) 損害の額が20万円以上の場合に、お支払いの対象となります。(注3) 「風災等
る商品・製品等は補償対象外となります。(注5) 工場物件のエコノミープランの場合、
す。(注6) 保険の対象が商品・製品等 (「敷地内屋外物件包括補償特約」および「建物内
ご参照ください。(注8) ご契約時に選択した縮小支払割合 (70%、50%または30%) を
対象となります (「敷地内屋外物件包括補償特約」および建物内明記物件補償特約の保

ワイドPlusプランは電氣的・機械的事故も補償!

工場や作業場内等にある
機械等が、外来の事故に
直接起因しない不測かつ
突発的な電氣的または機
械的事故により損害を生
じた場合も補償の対象と
なります。

〈事故例〉

過電流やショート・スパーク等が
発生し、機械等に損害が生じた。ものをいい、土間、たた
財を除きます。

さらに

さまざまな費用も補償します。



臨時費用保険金

損害保険金を支払われるべき場合
に、臨時に発生する費用を補償

残存物取片づけ費用保険金

損害が生じた保険の対象の残存物
の取片づけに必要な費用を補償

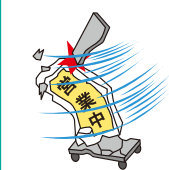
失火見舞費用保険金

火災、破裂・爆発事故で近隣建物等
に損害を与えた場合の見舞金など
の費用を補償

地震火災費用保険金

地震・噴火またはこれらによる津波
を原因とする火災により、建物が半
焼以上となった場合などに臨時に発
生する費用を補償 (地震保険とは異
なります)

修理付帯費用保険金

補償の対象となる事故により保険の
対象に損害が発生し、その損害の復
旧にあたり、仮店舗で営業する場合
の賃借費用や復旧のために要した工
事の割増費用などを補償

看板修復費用保険金

保険の対象が所在する敷地内また
はその敷地内から5メートル以内に
ある屋外所在の移動式看板^⑥の
修復費用を補償 (免責金額3万円)

損害防止費用

火災、落雷、破裂・爆発事故が発生し
た場合に使用した消火薬剤等を再取
得するために必要な費用を補償

権利保全行使費用

事故が発生した場合に、当社が代位
取得する債権の保全および行使に
必要な手続きのための費用を補償※上記の保険金等のほか、自動セットされる「緊急処置費
用補償特約」による緊急処置費用保険金をお支払い
します。用語の
ご説明

① 風災

台風、旋風、
竜巻、暴風等
をいい、洪水、
高潮を除
きます。

② 雪災

豪雪の場合におけるその雪の
重み、落下等による事故または
雪崩をいい、融雪水の漏入も
しくは凍結、融雪洪水または除
雪作業による事故を除きます。

③ 水ぬれ

給排水設備の破損もしくは詰まりにより生じた
漏水、放水等または被保険者以外の者が占有す
る戸室で生じた漏水、放水等による水ぬれをい
います。ただし、②もしくは③の事故による損害
または給排水設備自体に生じた損害を除きます。

④ 建物の外部からの物体

保険の対象である建物または保険の対
の落下、飛来、衝突、接触または倒壊をい
爆発その他これらに類する物の落下も
③の事故による損害を除きます。なお、
備・装置内収容動産の場合は、建物を屋

の衝突等

象を収容する建物に対する外部からの物体
います。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、
しくは飛来、土砂崩れまたは②、⑤もしくは
保険の対象が屋外設備・装置または屋外設
外設備・装置と読み替えます。

⑤ 水災

台風、暴風雨、豪雨等
による洪水・融雪洪水・
高潮・土砂崩れ・落石
等をいいます。

⑥ 屋外所在の移動式看板

業務の用に供するための屋外所在の移動式
看板であって、被保険者の所有するものに限
ります。ただし、はり紙、はり札、のぼり、旗、垂
れ幕、アドバルーンその他これらに類するも
のおよび商品・製品等である看板を除きます。

⑦ 保険価額

時価額による保険の対象の評価
額をいいます。ただし、再調達価
額により評価する旨の定めがあ
る場合は、再調達価額による保
険の対象の評価額をいいます。

休業損害の補償

思わぬ事故により休業した場合の損失等に対して保険金をお支

払いします。

保険の対象について

日本国内に所在する保険証券記載の建物または構築物(以下、「建物等」といいます)およびこれらの所在する敷地内に
ある被保険者の占有する物件(以下、「施設」といいます)に加え、下記のものに発生した損害による損失等を補償します。

隣接物件の事故

隣接物件とは…

施設の敷地内に所在する建物等のうち、被保険者が入居するテナントビル等で他人が占有する部分のほか、建物等に隣接するアーケードや建物等へ通じる袋小路等をいいます。

事故例

お客さまの店舗に隣接する他人の店舗から火災が発生し、お客さまの店舗も休業した。

敷地外ユーティリティ設備の事故

敷地外ユーティリティ設備とは…

約款記載の事業者の占有する電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道または電信・電話の供給・中継設備および配管または配線であって、施設と配管または配線で接続しているものをいいます。ただし、日本国内に所在するものに限りします。

事故例

電気事業者が占有する配電線から火災が発生し配電が止まったことにより、お客さまの事業所の営業ができず売上が減少した。

基本の補償2

基本の補償1「財物損害の補償」とあわせて
契約いただく場合には、「財物損害の補償」で
選択した契約プランと同じプランとなります。

おすすめ!

○:補償対象 ×:補償対象外

エコノミープラン

工場物件 一般物件

1	火災、落雷または破裂・爆発	○	○	○	○	○
2	風災、雹災または雪災	○	○	○	○	○
3	水ぬれ	○	○	○	○	○
4	騒擾、労働争議等	○	○	○	○	○
5	航空機の墜落、車両の衝突等	○	○	○	○	○
6	建物の外部からの物体の衝突等	○	○	○	○	○
7	盗難(盗難による盗取・損傷・汚損)	○	○	○	○	○
8	水災	○	○	○	○	○
9	電氣的または機械的事故	○	×	×	×	×
10	①から⑨までの事故以外の 不測かつ突発的な事故	○	○	×	×	×
11	食中毒・特定感染症	○	○	○	×	×

〈事故例〉 ■飲食店で、来店したお客さまが新型コロナウイルスに感染していたことが判明。
保健所の指示により店内の消毒作業を行い、休業を余儀なくされた。



※○と記載されている事故の種類であっても、保険の対象の種類や事故の内容によって保険金をお支払いできない場合があります。

保険金額の設定について

下記のとおり、ご契約口数(補償日額)および約定復旧期間を設定してください。

ご契約口数(補償日額)

事故発生後に必要な1日あたりの補償日額を1口1万円として、1事業所ごとにご契約口数をお決めください。口数は1日あたりの粗利益(粗利益日額)を基準にお決めいただきます。ただし、200口が限度となります。

約定復旧期間

事故発生後、建物の再築や設備等の再稼働に要する期間を勘案の上、下記の4つの中から約定復旧期間を選択してください。食中毒の場合は、約定復旧期間に応じた補償限度期間が休業日数・復旧期間の限度となります。特定感染症の場合は、約定復旧期間にかかわらず、14日間が休業日数・復旧期間の限度となります。

約定復旧期間	食中毒の場合(注1)	特定感染症の場合(注1)
30日	14日	14日
100日	14日	14日
180日	25日	14日
365日	50日	14日

(注1)エコノミープランは補償対象外です。

お支払いする保険金

■感染症以外(食中毒を含みます)の事故による休業損害

休業による利益の喪失や
休業中でも発生する
人件費などの経常費



営業を継続するための
仮店舗等の
賃借費用



営業再開時の
広告費用など
の諸費用



休業損害保険金

補償日額 × (休業日数 - 控除する日数)

※休業損害保険金は、支払限度額(補償日額に約定復旧期間を乗じた額)または復旧期間内の売上減少高に支払限度率を乗じて得た額から復旧期間内に支払を免れた経常費等の費用を差し引いた残額のいずれか低い額が限度となります。

営業継続費用保険金

1回の事故につき500万円または「営業継続費用の支出によって減少させることができた休業日数に補償日額を乗じて得た額」のいずれか高い額を限度として、実際に支出した額をお支払いします。

営業再開時
臨時費用保険金

休業損害保険金をお支払いする場合に、休業損害保険金×10%または1回の事故につき100万円のいずれか低い額を限度として、復旧期間終了後30日以内に実際に支出した額をお支払いします。

お支払いする保険金

■感染症の事故による休業損害

感染症に罹患した方が施設または施設が所在する建物等(以下「対象施設」といいます)にいたこと等により、対象施設が感染症の原因となる病原体に汚染された場合または汚染された疑いがある場合における、保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置がなされ損失等が生じた場合に保険金をお支払いします。なお、行政機関からの要請等による営業自粛の場合を除きます。

感染症の種類により、保険金の支払額が異なります。

特定感染症(注2)	指定感染症等(新型コロナウイルスを除く未知の指定感染症)(注3)
「感染症以外(食中毒を含みます)の事故による休業損害」と同様に、休業損害保険金・営業継続費用保険金・営業再開時臨時費用保険金をお支払いします。ただし、合計して1回の事故につき、500万円がお支払いする保険金の限度となります。	補償日額や休業日数に関わらず、緊急対応費用保険金として、20万円をお支払いします(同一保険年度につき1回のみ)。

(注2)感染症は、次のいずれかに該当するものに限りします(「休業損害補償条項の特定感染症に関する自動追加特約」が自動セットされます)。

①エボラ出血熱 ②クリミア・コンゴ出血熱 ③痘そう ④南米出血熱 ⑤ペスト ⑥マールブルグ病 ⑦ラッサ熱 ⑧急性灰白髄炎 ⑨結核 ⑩ジフテリア ⑪重症急性呼吸器症候群(SARS) ⑫中東呼吸器症候群(MERS) ⑬新型コロナウイルス感染症

⑭鳥インフルエンザ(A(H5N1)またはA(H7N9)) ⑮コレラ ⑯細菌性赤痢 ⑰腸管出血性大腸菌感染症 ⑱腸チフス ⑲パラチフス

(注3)該当する感染症の詳細はP19補償内容の詳細②の(注6)をご参照ください(「指定感染症等に関する緊急対応費用補償特約」が自動セットされます)。

※上記の保険金のほか、損失防止費用および権利保全行使費用および自動セットされる「緊急処置費用補償特約」による緊急処置費用保険金をお支払いします。



8 粗利益

売上高から商品仕入高および原材料費(注)を差し引いた残高をいいます。
(注)期首棚卸高を加え、期末棚卸高を差し引きます。

9 約定復旧期間

ご契約にあたって定める保険金のお支払い対象となる最長期間のことをいいます。

10 控除する日数

お支払いする保険金を算出する際に休業日数から控除する日数をいいます。「風災、雹災、雪災、水災」「敷地外ユーティリティ設備の事故」は1日(それ以外の事故は控除する日数はありません)を控除します。

11 売上減少高

事故直前12か月のうち復旧期間に相当する期間の売上高から復旧期間内の売上高を差し引いた残高をいいます。

12 支払限度率

最近の会計年度(1年間)の粗利益の額にその10%を加算して得た額の同期間内の売上高に対する割合をいいます。

オプション特約①

STEP
1 基本の補償
(財物損害)STEP
2 基本の補償
(休業損害)STEP
3 オプション特約・
地震保険・その他の
サービスと補償STEP
4 補償内容の詳細・
契約概要

思わぬ事故で「賠償責任・費用」が発生してしまった場合に保険金

をお支払いします。

補償内容の詳細は21ページ

オプション

オプション特約

基本の補償1「財物損害の補償」にセットして契約いただく補償。単独契約にもセットして契約いただけます。なお、

けます。借家人賠償責任・修理費用補償特約(火災等限定含む)は基本の補償2「休業損害の特約のセットにあたっては、別に定める特約保険料を払い込みいただきます。

「賠償責任・費用」
を補償する特約

賠償責任等補償特約

※保険の対象が屋外設備・装置、建物外設備・什器等または建物外商品・製品等のご契約にはセットできません。

① 施設賠償責任

日本国内において、施設の所有・使用・管理や仕事の遂行に起因する偶然な事故により、下記の事態になった結果、被保険者¹³が負担する法律上の損害賠償責任を補償します。

- 他人を死傷させたり、他人の財物を損壊させた。
- 不当な身体の拘束により自由を侵害した、あるいは名誉毀損をした。
- 口頭、文書等により名誉毀損をした、あるいはプライバシーを侵害した。
- 他人の財物を損壊することなく、使用不能にした。

② 日常生活賠償責任^(注3)

日本国内または国外での日常生活において被保険者¹³が負担する法律上の損害賠償責任を補償します。また、日本国内において、電車などの軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について、被保険者¹³が負担する法律上の損害賠償責任を補償します。

③ 被害者治療費等

施設内で発生した火災などの偶然な事故により、お客さまがケガをされた場合等に被保険者¹³が負担した治療費等を補償します。



事故例

施設の所有・使用・管理や仕事の遂行に起因する事故

- 閉店前に店舗のシャッターを途中まで下げていたため、お客さまが帰る際、シャッターに頭部をぶつけてケガをしました。
- ガスコンロで揚げ物中、冷蔵庫へ材料を取りにいったほんの一瞬の間に油に火がつき、火災が発生してしまった。初期消火に失敗し、来店していたお客さまがやけどを負ってしまった。
- 自転車で出前の途中、通行人と衝突しケガをさせてしまった。

名誉毀損やプライバシー侵害に関連する事故

- お客さまを万引き犯と間違えて拘束してしまい、人格権侵害で訴えられた(人格権侵害補償^(注1))。

他人の財物を損壊することなく使用不能になったことに関連する事故

- ビルの2階にある事務所で漏水事故を起こしてしまい、1階にある他人の店舗が水ぬれ回避のため、什器、商品等を移動させた。什器、商品等には損壊はなかったが、営業ができなくなったため、経済損失が発生し訴えられた(使用不能損害補償^(注2))。

- 子供(同居)が犬を散歩中、その犬が通行人を咬んでケガをさせてしまった。
- 自転車を運転中、通行人に接触し、ケガをさせてしまった。
- 認知症の同居の親族が誤って線路に立ち入って電車を運行不能にさせてしまった。

- 雑居ビルの他の店舗から出火し、従業員がお客さまを外へ避難誘導中、お客さまが転倒し骨折してしまったため、治療費用を負担した。

支払限度額

免責金額¹⁵

次のいずれかの額からお決めください。日常生活賠償責任を補償する場合は、3億円が限度となります。

☐	1,000万円
☐	3,000万円
☐	5,000万円
☐	1億円
☐	3億円
☐	5億円

なし

1回の事故¹⁴被害者1名につき最大50万円限度(1回の事故・保険年度中1,000万円限度)
※被害者のケガの程度等に応じて限度額が異なります。

なし

(注1)被害者1名につき100万円、かつ1回の事故¹⁴および保険年度について支払限度額が限度となります。(注2)1回のまたは保険の対象を収容する建物に居住している場合に補償されます。ただし、日常生活賠償責任を補償する他の保険契

約等がある場合は「日常生活賠償責任対象外特約」をセットし、補償の対象外とすることができます。

「賠償責任等補償特約」にセットしていただける特約

☐ 受託物賠償責任補償特約

他人から預かったもの(受託物^(注))を誤って壊したり、紛失したこと等により、所有者に対して被保険者が負担する法律上の損害賠償責任を補償します。

(注)通貨・預貯金証書や貴金属・宝石・書画・骨董など受託物に含まない物があります。詳細は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

支払限度額		免責金額 ¹⁵
次のいずれかの額からお決めください。		5,000円
☐	10万円	
☐	50万円	
☐	100万円	

☐ 弁護士費用

被害事故の結果、被保険者がケガをしたり、建物や動産が損害を受けた場合に、損害賠償請求を弁護士等に委任した費用や弁護士等へ法律相談した場合の費用を補償します。

特約

支払限度額	免責金額 ¹⁵
300万円 (弁護士費用等)	なし
10万円 (法律相談費用)	

☐ 借家人賠償責任・修理費用補償特約／ 借家人賠償責任・修理費用補償(火災等限定)特約

※基本の補償1「財物損害の補償」で保険の対象が屋外設備・装置、建物外設備・什器等または建物外商品・製品等のご契約にはセットできません。



被保険者が偶然な事故^(注)により、借戸室に損害を与えた結果、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合の損害を補償する特約です。また、偶然な事故^(注)により借戸室に損害が発生し、貸主との契約に基づき、被保険者が自己の費用で修理した場合の修理費用(1回の事故につき300万円限度・免責金額3,000円)を補償します。ただし、主要構造部等の修理費用を除きます。

(注)「借家人賠償責任・修理費用補償(火災等限定)特約」をセットいただいた場合には、借家人賠償責任補償の対象となる事故が火災、破裂・爆発に限定されます。また、修理費用も約款所定の補償範囲に限定されます。



用語の
ご説明

13 被保険者

事故が発生した場合に、保険金のお支払いを受ける権利を有する方(補償の対象となる方)をいいます。日常生活賠償責任補償の被保険者は、①記名被保険者ご本人、②記名被保険者ご本人の配偶者、③記名被保険者ご本人またはその配偶者の同居の親族、④記名被保険者ご本人またはその配偶者の別居の未婚(これまでに婚姻歴のないことをいいます)の子、⑤①から④までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方となります。

14 1回の事故

発生時間、発生場所および損害賠償請求者の数にかかわらず、同一の原因に起因して生じた一連の事故または同一の行為に起因して生じた一連の人格権侵害をいい、一連の事故または一連の侵害は最初の事故または侵害が発生した時にすべて発生したものとみなします。

15 免責金額

支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、被保険者の自己負担となる金額をいいます。

オプション特約②

「その他」のニーズに応じたさまざまな補償をご用意しています。

補償内容の詳細は21ページ

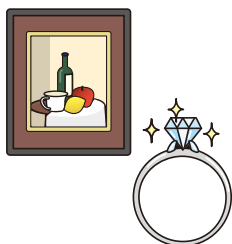
オプション

オプション特約

基本の補償1「財物損害の補償」にセットして契約いた

けます。なお、特約のセットにあたっては、別に定める特約保険料を払い込みいただきます。

基本の補償内容を
拡大する特約



☐ 事業者用類焼損害補償特約

建物および屋外設備・装置ならびにそれらの収容動産等からの火災または破裂・爆発事故によって、近隣の建物やその収容動産に類焼した場合に、1回の事故につき1億円を限度として、類焼先の損害を補償する特約です。類焼先に他の保険契約等がある場合は、その保険契約等からの保険金で不足する部分に対して類焼損害保険金をお支払いします。

※基本の補償1「財物損害の補償」で補償される「失火見舞費用保険金」とは別にお支払いします。

☐ 建物内明記物件補償特約（貴金属等用）（稿本等用）

建物内に収容される貴金属等（注1）または稿本等（注2）（注3）に損害が発生した場合に、保険金額を限度に損害保険金をお支払いします（建物内明記物件として保険申込書に明記が必要です）。なお、保険の対象が貴金属等（注1）の場合、下表の損害には支払限度額が適用されます。

	盗難による損害	不測かつ突発的な事故による建物内家財の損害
支払限度額	1回の事故につき 1個または1組ごとに 100万円	1回の事故につき 50万円

（注1）建物内家財または建物内設備・什器等である1個または1組の価額が30万円を超える貴金属等をいいます。*

*建物内商品・製品等については、本特約の対象となりません。

（注2）建物内家財、建物内設備・什器等または建物内商品・製品等である稿本（本などの原稿）や図案、設計書などをいいます。

（注3）ベーシックプランの場合、建物内商品・製品等である稿本等の盗難は補償対象外となります。

※免責金額は、P8 免責金額の選択で選択いただいた免責金額がそれぞれの補償に適用されます。

☐ 業務用現金盗難拡張補償特約

※ワイドPlusプランまたはワイドプランで基本の補償1「財物損害の補償」の保険の対象に建物内設備・什器等を含むご契約の場合にセットいただけます。

ワイドPlusプラン
ワイドプラン
限定特約

建物内で保管されている間および日本国内において通常の経路で輸送している間（建物から輸送する場合または建物に向けて輸送する場合に限り）の盗難を補償します。

建物内で保管されている
間の盗難

基本の補償1「財物損害の補償」の業務用通貨・預貯金証書の盗難に関する補償を拡張します。また、基本の補償1「財物損害の補償」で対象とならない業務用切手・印紙・手形・小切手の盗難を、この特約の保険金額を限度に補償します。保険金額は、1,000万円・2,000万円・3,000万円・4,000万円・5,000万円から選択いただけます。

輸送されている間の盗難

輸送中の損害について、この特約の保険金額の50%を限度に補償します。

☐ データ損害補償特約

※ワイドPlusプランまたはワイドプランで基本の補償1「財物損害の補償」の保険の対象に建物内設備・什器等を含むご契約の場合にセットいただけます。

ワイドPlusプラン
ワイドプラン
限定特約

普通保険約款および自動セットされる「サイバーインシデント限定補償特約」（注）で補償対象外となるデータ等に以下の損害が生じた場合に損害保険金（1回の事故につき100万円限度・免責1万円）をお支払いします。

市販されているデータ等の場合

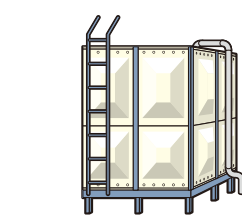
- ・契約プランに応じた補償対象となる事故の種類による損害のうち、サイバー攻撃の結果として保険の対象に生じた損害（火災および破裂・爆発を除きます）
- ・契約プランに応じた補償対象となる事故の種類による損害のうち、サイバー攻撃の結果によらない「電氣的・機械的事故」「不測かつ突発的な事故」による損害（ただし、データ等のみに損害が生じた場合に限り）

市販されていないデータ等の場合

- ・契約プランに応じた補償対象となる事故の種類による損害（ただし、データ等の修復・再作成を行った場合に限り）

（注）サイバー攻撃の結果として、保険の対象に生じた損害（火災、破裂・爆発を除きます）について補償対象外とする特約です。

その他のニーズに
対応する特約



☐ 敷地内屋外物件包括補償特約

敷地内（注1）に所在するすべての屋外設備・装置、建物外設備・什器等および建物外商品・製品等（注2）についてこの特約の支払限度額（500万円）を限度に包括して補償します。

（注1）保険の対象である建物または保険の対象である動産を収容する建物が所在する敷地内をいいます。

（注2）ベーシックプランの場合、建物外商品・製品等の盗難は補償対象外となります。

※1 基本の補償1「財物損害の補償」で保険の対象が屋外設備・装置、建物外設備・什器等または建物外商品・製品等のご契約にはセットいただくことはできません。

※2 ワイドプラン・ベーシックプランの水災補償については保険の対象の損害が保険価額の30%以上の場合に補償されます。またベーシックプランの場合、ご契約時に選択した縮小支払割合（70%、50%または30%）を乗じた額をお支払いします。

※3 免責金額は、P8 免責金額の選択で選択いただいた免責金額がそれぞれの補償に適用されます。

☐ 家賃補償特約

火災等の事故により、建物が損害を受けた結果、発生した家賃の損失を補償します。

※1 工場物件にセットすることはできません。

※2 「休業損害補償条項」を選択したご契約ではセットすることはできません。

基本の補償内容を
縮小する特約



☐ 費用保険金（火災等限定）特約

基本の補償1「財物損害の補償」で補償される「臨時費用保険金」「残存物取片づけ費用保険金」「修理付帯費用保険金」の補償範囲を「火災、落雷または破裂・爆発」に限定する特約です。

☐ 臨時費用保険金対象外特約

基本の補償1「財物損害の補償」で補償される「臨時費用保険金」を補償対象外とする特約です。

☐ 電氣的・機械的の事故を補償する保険の対象の範囲限定（建物内設備・什器等対象外）特約

※ワイドPlusプランで基本の補償1「財物損害の補償」の保険の対象に建物内設備・什器等を含むご契約の場合にセットいただけます。

ワイドPlusプラン
限定特約

基本の補償1「財物損害の補償」の電氣的または機械的の事故について、建物内設備・什等を補償対象外とする特約です。



建物内明記物件補償特約（貴金属等用）（稿本等用）、「データ損害補償特約」、「敷地内屋外物件包括補償特約」および「家賃補償特約」のお支払い対象となる事故は、契約プランによって異なります。

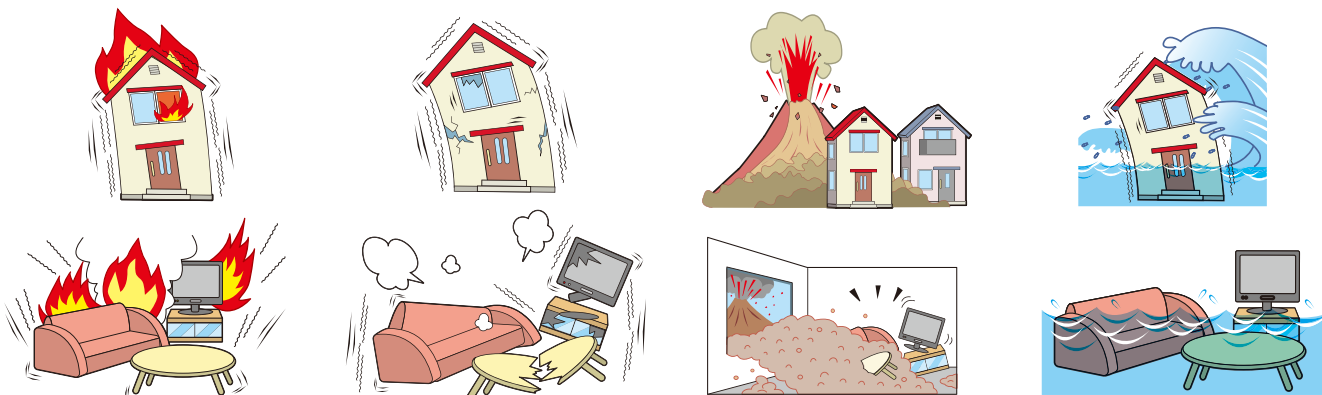
地震保険・その他のサービスと補償

保険の対象が、併用住宅(店舗の事務所等と住居を併用している建物)またはそれに収容される家財の場合は、地震保険のセットをおすすめします。

※地震保険は単独ではご契約できません。「タフビズ事業活動総合保険」とセットでご契約する必要があります。

地震保険の補償概要

タフビズ事業活動総合保険では補償されない、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害を補償します。



地震による火災

地震による損壊

噴火による埋没

津波による流失



地震保険を契約していない場合は、地震等(地震・噴火またはこれらによる津波)を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災(延焼・拡大を含みます)や、火元の発生原因を問わず地震等によって延焼・拡大した損害については保険金をお支払いできません(ただし、「地震火災費用保険金」はお支払い対象となる場合があります)。

保険の対象

地震保険の対象は、「併用住宅(店舗の事務所等と住居を併用している建物)」およびそれに収容される「家財」です。

保険金額の設定

地震保険の保険金額は、セットでご契約する**タフビズ事業活動総合保険の保険金額の30%～50%の範囲**で千円単位で設定できます。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。

保険金のお支払い

損害の程度(全損、大半損、小半損、一部損)に応じて、地震保険の保険金額の一定の割合(100%、60%、30%、5%)をお支払いします。

※右表の損害に至らない場合には、保険金をお支払いできません。損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定の基準は、P26 地震保険③をご参照ください。

損害の程度	お支払いする保険金	限度額
全損のとき	地震保険金額の 100%	時価額(注)
大半損のとき	地震保険金額の 60%	時価額(注)の60%
小半損のとき	地震保険金額の 30%	時価額(注)の30%
一部損のとき	地震保険金額の 5%	時価額(注)の5%

(注) 再調達価額から「使用による消耗分」を差し引いて算出した金額をいいます。

保険料

- 地震保険の保険料は、保険金額の他に建物の所在地・構造等により決まります。
- 地震保険は、所定の確認資料の提出により、建物の免震・耐震性能等に応じた、下記のいずれかの**割引**を適用できる場合があります。

①免震建築物割引

割引率 **50%**

②耐震等級割引

耐震等級3 **50%**
耐震等級2 **30%**
耐震等級1 **10%**

③建築年割引

割引率 **10%**

④耐震診断割引

割引率 **10%**

STEP 1 基本の補償
(財物損害)STEP 2 基本の補償
(休業損害)STEP 3 オプション特約・
地震保険・その他の
サービスと補償STEP 4 補償内容の詳細・
契約概要

自動セットされているサービスと補償による **防災・減災対策、早期復旧対策**

事前の防災・減災対策に「気象情報アラート」



気象情報をあらかじめ把握することにより、事前の防災・減災対策に活用いただけるサービスです。

●サービスの内容

お客さまが専用サイト上でピンポイントの緯度経度情報に基づく気象情報(「降水」「風速」「降雪」「雷」などの情報)を、タイムリーかつ高精度に知ることが可能です。設定した数値を超える予報となった場合には、あらかじめ登録したアドレスに**アラートメール**を配信します。

●サービスご利用方法

ご契約後に送付する保険証券に同封の「タフビズ事業活動総合保険サービスガイド」に記載のQRコードまたはURLよりサービスの利用登録をいただきます。



- ・このサービスをご利用いただける方は「事業活動総合保険」の保険契約者(被保険者を含みます)とそれらの役員および使用人の方となります。
- ・このサービスは事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- ・このサービスはあいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。

上記はサービスの概要を記載したものです。利用方法および利用規約については、ご契約後に保険証券と共に送りする「タフビズ事業活動総合保険サービスガイド」等をご確認ください。 ※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

アラートメールの例

From: recovery-alert@recovery.jp
【気象情報アラート】
急な雨に備えるお知らせ

【00支店】
1時間以内に、80.0mm/hを超えるでしょう
測定値1: 80.0mm/h 測定値2: 80.0mm/h
詳しい情報は下記から確認してください。
https://example.jp/recovery/alert/

1時間以内に
大雨になりそうだから、
店舗の商品を2階に
移動しておこう。

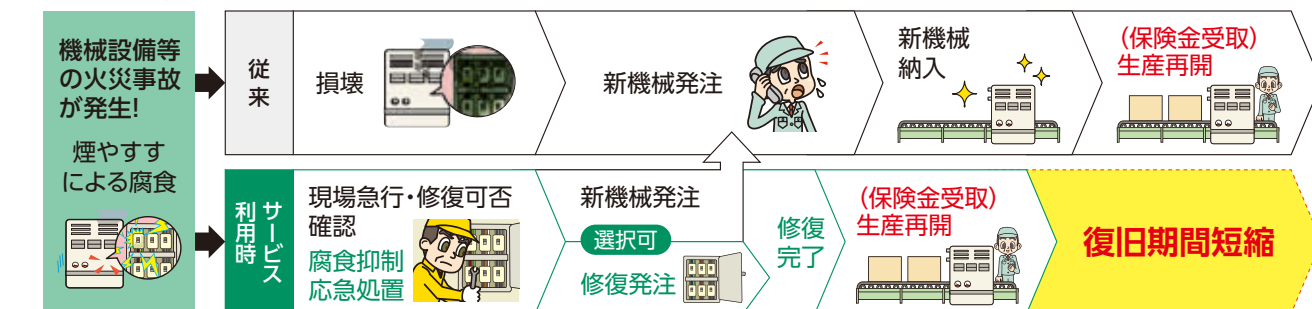


万が一被災した場合に「被災設備等修復サービス」

被災時の早期復旧を支援する
被災設備等修復サービス

火災や水災等で罹災した、建物、機械・設備等の煙・すす・サビ・腐食性ガス等による**汚染の調査、汚染除去**を災害復旧専門会社(リカバリープロ社)が行います。従来は新品交換する以外に方法がなかった機械・設備等を**罹災前の機能・状態に復旧し、事業の早期再開を支援**します!

●被災設備等修復サービスの流れ



Before



After



早期復旧により、利益損失だけでなく、
以下のようなことの防止にも繋がります。

- 顧客喪失
- 信用の失墜
- 競争力低下
- 資金繰りの悪化



リカバリープロ社とは 世界的な災害復旧専門会社である「ベルフォアグループ(本部:ドイツ)」の日本法人です。同グループは世界25か国以上に約300の拠点を有し(2020年7月現在)、火災、水災等で損害を被った幅広い種類の機械・設備・建物に対して、腐食抑制応急処置および修復(汚染除去、分解精密洗浄など)を行います。

- ※1 自動セットされる「緊急処置費用補償特約」により、当社の指定する災害復旧専門会社(リカバリープロ社)による緊急処置(損害の発生または拡大を防止するために必要または有益である処置に限り)が行われた場合に、1回の事故につき5,000万円を限度にその緊急処置費用を補償します。
- ※2 緊急処置費用は、普通保険約款および他の特約でお支払いする損害保険金、費用等の額を除きます。
- ※3 この特約はすべてのお客さまにサービスをご提供することをお約束するものではありません。また、大規模災害時等の場合には、ご提供できないことがありますのであらかじめご了承ください。

補償内容の詳細①

普通保険約款 物損害補償条項の補償内容および保険金をお支払

いけない主な場合をご説明します。

※詳細は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご参照ください。

STEP 1 基本の補償
(財物損害)

STEP 2 基本の補償
(休業損害)

STEP 3 オプション特約・
地震保険・その他の
サービスと補償

STEP 4 補償内容の詳細・
契約概要

① 基本の補償 1 「物損害補償条項」

※ ○と記載されている事故の種類であっても、保険の対象の種類や事故の内容によって保険金をお支払いできない場合があります。

事故の種類／保険金をお支払いする主な場合 (消防または避難に必要な処置による損害を含みます)		契約プラン(○:補償対象、×:補償対象外)					保険金の支払額	
		ワイドPlus プラン	ワイド プラン	ベーシック プラン	エコノミープラン 工場物件 一般物件			
損害保険金	① 火災、落雷または破裂・爆発	○	○	○	○	○	1回の事故につき、保険金額設定単位ごとに、次の算式によって算出した額をお支払いします(下記a.からc.は保険金額を限度とします)。 〈建物内家財以外の場合〉 a. 保険金額が保険価額の80%に相当する額以上の場合 損害保険金の額 = 損害の額 - 免責金額 b. 保険金額が保険価額の80%に相当する額より低い場合 損害保険金の額 = (損害の額 - 免責金額) × 保険金額 / 保険価額の80%に相当する額 〈建物内家財の場合〉「新価実損払特約(建物内家財用)」が自動セットされます。 c. 損害保険金の額 = 損害の額 - 免責金額	
	② 風災、雹災または雪災(注1)	○	○	○	○	○		
	③ 水ぬれ	○	○	○	○	×		
	④ 騒擾、労働争議等	○	○	○	○	×		
	⑤ 航空機の墜落、車両の衝突等	○	○	○	○	×		
	⑥ 建物の外部からの物体の衝突等(注1)	○	○	○	×	×		
	⑦ 盗難(注1) (商品・製品等の盗難はワイドPlusプラン、ワイドプランのみ補償の対象)	○	○	○ ^(注2)	×	×	上記a.、b.またはc.に従いお支払いします。ただし、以下の支払限度額があります。 〈建物内商品・製品等の貴金属、宝玉および宝石の場合〉1回の事故につき、1,000万円を限度とします。 〈建物内明記物件の貴金属等の場合〉1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円を限度とします。 〈生活用の通貨の場合〉1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円を限度とし、その損害の額をお支払いします。 〈業務用の通貨の場合〉1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とし、その損害の額をお支払いします。 〈生活用の預貯金証書の場合〉1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円または建物内家財の保険金額のいずれか低い額を限度とし、その損害の額をお支払いします。 〈業務用の預貯金証書の場合〉1回の事故につき、1敷地内ごとに1,000万円または建物内設備・什器等の保険金額のいずれか低い額を限度とし、その損害の額をお支払いします。	
	通貨の盗難(建物内家財または建物内設備・什器等が保険の対象の場合)	○	○	○	×	×		
	預貯金証書の盗難(建物内家財または建物内設備・什器等が保険の対象の場合)							
	⑧ 水災(注1) ア. 保険証券に「浸水条件有」と記載のある場合(ワイドプランまたはベーシックプラン) (ア) 保険の対象である建物、建物内動産(家財、設備・什器等、商品・製品等)、屋外設備・装置、建物外設備・什器等または建物外商品・製品等にそれぞれの保険価額(注3)の30%以上の損害が生じた場合 (イ) 上記(ア)以外で、保険の対象である建物または保険の対象である建物内動産(家財、設備・什器等、商品・製品等)を収容する建物が、床上浸水(注4)または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物または建物内動産(家財、設備・什器等、商品・製品等)に損害が生じた場合 イ. 保険証券に「浸水条件無」と記載のある場合(ワイドPlusプラン) 水災によって保険の対象が損害を受けた場合	○ (浸水条件無)	○ (浸水条件有)	○ (浸水条件有) ・縮小支払有	×	×	〈ベーシックプランの場合〉 上記a.、b.またはc.に従いお支払いします。ただし、上記a.、b.またはc.の算式中の損害保険金の額は、それぞれの算式によって算出した額に保険証券記載の縮小支払割合(ご契約時に選択された縮小支払割合(70%、50%または30%))を乗じた額とします。 〈ワイドプランまたはワイドPlusプランの場合〉 上記a.、b.、またはc.に従いお支払いします。	
⑨ 電氣的または機械的事故(注5)	○	×	×	×	×	上記a.またはb.に従いお支払いします。		
⑩ 不測かつ突発的な事故(上記①～⑨以外の事故)(注1)	○	○	×	×	×	上記a.、b.またはc.に従いお支払いします。ただし、以下の支払限度額があります。 〈建物内家財の場合または建物内明記物件(家財)の貴金属等の場合〉1回の事故につき、50万円を限度とします。		
費用保険金等	臨時費用保険金	上記①～⑩の事故(注6)が発生し、損害保険金が支払われるべき場合	①～⑩の事故 (⑨は除きます)	①～⑧の事故	①～⑤の事故	①～②の事故	損害保険金 × 10% (1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします)	
	残存物取片づけ費用保険金	上記①～⑩の事故(注6)が発生し、損害保険金が支払われる場合に、損害を受けた保険の対象の残存物取片づけに必要な費用(取壊し費用・取片づけ清掃費用・搬出費用)を支出した場合	①～⑩の事故 (⑨は除きます)	①～⑧の事故	①～⑤の事故	①～②の事故	残存物取片づけ費用の額 (損害保険金 × 10% を限度とします)	
	失火見舞費用保険金	火災または破裂・爆発事故の際に、延焼などにより被害が近隣建物等にも及んだ場合	○	○	○	○	○	被災世帯数 × 20万円 (1回の事故につき、保険金額(注7) × 20% を限度とします)
	地震火災費用保険金	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、建物が半焼以上となった場合など	○	○	○	○	○	〈物件種別が「一般物件」の場合〉 1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。 〈物件種別が「工場物件」の場合〉 1回の事故につき、1敷地内ごとに2,000万円を限度とします。
	修理付帯費用保険金	上記①～⑩の事故(注6)により保険の対象に損害が発生し、その損害の復旧にあたり、必要かつ有益な費用を当社の承認を得て支出した場合	①～⑩の事故 (⑨は除きます)	①～⑧の事故	①～⑤の事故	①～②の事故	修理付帯費用の額	〈物件種別が「一般物件」の場合〉1回の事故につき、1敷地内ごとに保険金額(注7)の30%または1,000万円のいずれか低い額を限度とします。 〈物件種別が「工場物件」の場合〉1回の事故につき、1敷地内ごとに保険金額(注7)の30%または5,000万円のいずれか低い額を限度とします。
	看板修復費用保険金	建物または設備・什器等が保険の対象である場合において、上記①～⑩の事故により、建物または設備・什器等が所在する敷地内またはその敷地内から5m以内の屋外所在の移動式看板に損害が発生し、修復した場合	①～⑩の事故 (⑨は除きます)	①～⑧の事故	①～⑤の事故	①～②の事故	移動式看板を損害発生直前の状態に復旧するために要した修復費用 - 免責金額 3万円	(1回の事故につき、10万円を限度とします)
	損害防止費用	火災、落雷または破裂・爆発事故が発生した場合に、その損害の発生または拡大の防止のため消火活動に必要なまたは有益な所定の費用を支出した場合	○	○	○	○	○	損害防止費用の額
	権利保全行使費用	事故が発生した際に、当社が代位取得する債権の保全および行使に必要な手続きのための費用を支出した場合	○	○	○	○	○	権利保全行使費用の額
	緊急処置費用保険金(注8)	上記①～⑩の事故(注6)が発生し、当社の指定する災害復旧専門会社(リカバリープロ社)による緊急処置が行われた場合	①～⑩の事故 (⑨は除きます)	①～⑧の事故	①～⑤の事故	①～②の事故	緊急処置費用の額	(1回の事故につき、5,000万円を限度とします)

保険金をお支払い できない主な場合

次の事由による損害または損害を受けたことによる損失等については保険金をお支払いできません。
〈「物損害補償条項」固有の項目〉
● 保険の対象である動産が保険証券記載の保険の対象の所在する敷地内に所在しない間に生じた損害
● 屋外駐車場機械設備の車止装置部分、侵入防止棒部分、アーム用ボール部分等に単独に生じた損害

〈「物損害補償条項」、「休業損害補償条項」共通の項目〉
● 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
● 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みや漏入によって生じた損害
● 事故の際における紛失・盗難によって生じた損害
● 保険の対象の欠陥によってその部分に生じた損害
● 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱等またはねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害
● 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損(落書きによる汚損を含みます)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
● 万引き等によって商品・製品等に生じた損害
● 電球・ブラウン管等の管球類のみに生じた損害
● 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害(地震火災費用保険金を除きます)
● 核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の有害な特性等による事故によって生じた損害
● 直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントによって生じた損害。ただし、以下を除きます。
・サイバー攻撃により生じた事象以外のサイバーインシデントによって保険の対象に生じた損害
・サイバー攻撃の結果、火災または破裂・爆発によって保険の対象(休業損害補償条項における敷地外ユーティリティ設備を除きます)に生じた損害
※自動セットされる「サイバーインシデント限定補償特約」により、補償対象外となります。

〈左記⑨、⑩の事故固有の項目〉
● 保険の対象に対する加工、修理、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
● 保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害
● データ等のみに生じた損害
● 土地の沈下、隆起、移動、振動等によって生じた損害

等

(注1) 屋外にある商品・製品等は補償対象外となります。(注2) 保険の対象が商品・製品等(「敷地内屋外物件包括補償特約」および「建物内明記物件補償特約(稿本等用)」の(注4) 床上浸水とは、居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。(注5) 保険の対の保険の対象を除きます。(注6) ⑦の通貨または預貯金証書の盗難を除きます。(注7) 保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。(注8) 自動セットされ

保険の対象を含みます)の場合は補償対象外となります。(注3) 保険の対象が建物外商品・製品等の場合は、屋外設備・装置内に収容される商品・製品等の保険価額とします。象が建物、建物内設備・什器等、屋外設備・装置または建物外設備・什器等の場合に補償の対象となります(「敷地内屋外物件包括補償特約」および建物内明記物件補償特約「緊急処置費用補償特約」による緊急処置費用保険金をいいます。

補償内容の詳細②

STEP 1 基本の補償
(財物損害)

STEP 2 基本の補償
(休業損害)

STEP 3 オプション特約・
地震保険・その他の
サービスと補償

STEP 4 補償内容の詳細・
契約概要

普通保険約款 休業損害補償条項の補償内容および保険金をお支

払できない主な場合をご説明します。

※詳細は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご参照ください。

② 基本の補償 2「休業損害補償条項」

事故の種類	契約プラン(○:補償対象、×:補償対象外)				
	ワイドPlus プラン	ワイド プラン	ベーシック プラン	エコノミープラン	
				工場物件	一般物件
① 火災、落雷または破裂・爆発	○	○	○	○	○
② 風災、雹災または雪災	○	○	○	○	○
③ 水ぬれ	○	○	○	○	×
④ 騒擾、労働争議等	○	○	○	○	×
⑤ 航空機の墜落、車両の衝突等	○	○	○	○	×
⑥ 建物の外部からの物体の衝突等	○	○	○	×	×
⑦ 盗難	○	○	○	×	×
⑧ 水災	○	○	○	×	×
⑨ 電氣的または機械的事故	○	×	×	×	×
⑩ 不測かつ突発的な事故(上記①～⑨以外の事故)	○	○	×	×	×
⑪ 食中毒・特定感染症(「休業損害補償条項の特定感染症に関する自動追加特約」自動セット)	○	○	○	×	×

費用保険金等	営業継続費用 保険金	上記(①～⑪)の事故によって発生した、仮店舗・仮事務所の賃借費用や外注割増費用等の営業を継続するために必要な費用を支出した場合	○ ①～⑪の事故	○ (⑨は除きます)	○ (⑨⑩は除きます)	○ ①～⑤の事故	○ ①～②の事故
	営業再開時臨時 費用保険金	上記(①～⑪)の事故によって休業損害保険金が支払われる場合で、復旧期間終了後30日以内に売上高を回復するために当社の承認を得て営業再開広告費用、景品費用、許可手数料費用等を支出した場合	○ ①～⑪の事故	○ (⑨は除きます)	○ (⑨⑩は除きます)	○ ①～⑤の事故	○ ①～②の事故
	損失防止費用	火災、落雷または破裂・爆発事故が発生した場合に、その損害の発生または拡大の防止のため消火活動に必要なまたは有益な所定の費用を支出した場合	○	○	○	○	○
	権利保全行使費用	事故が発生した際に、当社が代位取得する債権の保全および行使に必要な手続きのための費用を支出した場合	○	○	○	○	○
	緊急処置費用 保険金(注4)	上記(①～⑩)の事故が発生し、当社の指定する災害復旧専門会社(リカバリープロ社)による緊急処置が行われた場合	○ ①～⑩の事故	○ (⑨は除きます)	○ ①～⑧の事故	○ ①～⑤の事故	○ ①～②の事故
	緊急対応費用 保険金(注5)	指定感染症等(注6)に罹患した方が、施設または施設が所在する建物等(以下、この費用保険金において「対象施設」といいます。)にいたこと等により、対象施設が指定感染症等(注6)の原因となる病原体に汚染された場合または汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置が保険期間中に発生したことにより損失等が生じた場合 ※ただし、上記の事由を伴わない休業、行政機関からの要請等による営業自粛の場合および新規契約(注7)の開始日の翌日から起算して14日以内に発生した事故を除きます。	○	○	○	×	×

(注4) 自動セットされる「緊急処置費用補償特約」による緊急処置費用保険金をいいます。
(注5) 自動セットされる「指定感染症等に関する緊急対応費用補償特約」による緊急対応費用保険金をいいます。
(注6) 以下のいずれかに該当する感染症をいいます。また、事故の原因となった感染症が指定感染症等に定められる前に生じた事故に対しては、保険金をお支
①「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第8項に規定する指定感染症。ただし、新型コロナウイルス感染症を除きます。
②同法第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症。ただし、「休業損害補償条項の特定感染症に関する自動追加
(注7) 保険期間中に休業損害補償条項を追加する場合を含みます。継続契約であっても、継続前契約が食中毒・特定感染症を補償しない契約プランの場合

※○と記載されている事故の種類であっても、保険の対象の種類や事故の内容によって保険金をお支払いできない場合があります。

次のa.からc.の事故によって営業が休止または阻害されたために発生した損失を、
「補償日額」×「休業日数－控除する日数」として補償します。
a. 施設または隣接物件に発生した左記①～⑩の事故(注1)
b. 敷地外ユーティリティ設備に発生した左記①～⑩の事故(注1)
c. 施設における食中毒の発生・特定感染症による汚染(左記⑩の事故(注2)(注3))
※1 保険証券記載の支払限度額または復旧期間内の売上減少高に支払限度率を乗じて得た額から復旧期間内に支払を免れた経常費等の費用を差し引いた残額のいずれか低い額が限度となります。
※2 「風災、雹災、雪災」、「水災」および上記b.の事故の場合は、1日を控除する日数として差し引きします。
(注1) 補償の対象となる事故の種類は契約プランにより異なります。
(注2) 左記⑩の事故については、下表のとおり約定復旧期間に応じ補償限度期間が適用されます。

約定復旧期間	30日	100日	180日	365日
食中毒によって発生した事故の 補償限度期間	14日	14日	25日	50日
特定感染症によって発生した事故の 補償限度期間	14日	14日	14日	14日

(注3) 左記⑩の事故のうち、特定感染症による事故については、休業損害保険金・営業継続費用保険金・営業再開時臨時費用保険金を合計して、1回の事故につき、500万円を限度とします。

「営業継続費用の額」 (1回の事故につき、500万円または営業継続費用の支出によって減少させること
ができた休業日数に補償日額を乗じて得た額のいずれか高い額を限度とします)
「営業再開時臨時費用の額」 (1回の事故につき、1敷地内ごとに 「休業損害保険金」 × 「10%」 または
100万円のいずれか低い額を限度とします)
「損失防止費用の額」 ※①基本の補償1とセットでご契約し、かつ①基本の補償1で損害防止費用をお支
払いした場合、その金額を差し引いた額をお支払いします。
「権利保全行使費用の額」 ※①基本の補償1とセットでご契約し、かつ①基本の補償1で権利保全行使費
用をお支払いした場合、その金額を差し引いた額をお支払いします。
「緊急処置費用の額」 (1回の事故につき、5,000万円を限度とします)

「20万円」 (同一保険年度につき1回とします)

払いしません。
特約」に記載された感染症を除きます。
は、新規契約として取り扱います。

保険金をお支払い できない主な場合

前記「物損害補償条項」、「休業損害補償条
項」共通の項目に加え、次の事由による損
害を受けたことによる損失等については保
険金をお支払いできません。
〈「休業損害補償条項」固有の項目〉
●国または公共機関による法令等の規制に
よって生じた損害
●保険の対象の復旧または営業の継続に対
する妨害によって生じた損害
●以下の事由によって敷地外ユーティリ
ティ設備に生じた損害
・敷地外ユーティリティ設備の能力を超え
る利用または他の利用者による利用の
優先
・賃貸借契約等の契約または各種の免許
の失効、解除または中断
・労働争議
・脅迫行為
・水源の汚染、漏水または水不足
●事故を伴わない休業および行政機関から
の要請等による営業自粛によって生じた
損失等
等

補償内容の詳細③

オプション特約について、補償内容および保険金をお支払いでき

③⑤⑥については、前記①**基本の補償1**で保険の対象が屋外設備・装置、建物外設備・什器等または建物外商品・製品等のご契約にはセットできません。また、③④⑥の特約は、「休業損害補償条項」のみのご契約にはセットできません。

③ 賠償責任等補償特約 **補償重複**

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償 保険金	●施設賠償責任 日本国内において、対象施設の所有、使用または管理や仕事の遂行に起因する事故により下記の事態になった結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ・他人を死傷させたり、他人の財物を損壊させた場合 ・不当な身体の拘束等により自由を侵害した、名誉毀損をした、あるいはプライバシーを侵害した場合（人格権侵害） ・他人の財物を損壊することなく、使用不能にした場合（使用不能損害） ●日常生活賠償責任 （記名被保険者が保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物に居住し、かつ「日常生活賠償責任対象外特約」がセットされていない場合に補償します） ・日本国内または国外において、居住部分の所有、使用または管理や被保険者の日常生活に起因する事故により他人を死傷させたり、他人の財物を損壊させた結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ・日本国内において、被保険者が電車などの軌道上を走行する陸上の乗用員の運行不能について、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合	次の損害賠償責任等については保険金をお支払いできません。 ●保険契約者、被保険者、これらの法定代理人の故意による損害賠償責任 ●被保険者と第三者との間の損害賠償に関する特別の約定によって加重された損害賠償責任 ●被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ●被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ対象施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任 ●被保険者が所有、使用または管理する財物を使用不能にしたことによって生じた賠償責任を負担することによって被る損害 ●以下に該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害 ・管理財物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害賠償責任 ・管理財物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発に起因する損害賠償責任 ・管理財物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に見えられた管理財物の損壊に起因する損害賠償責任 等 〈ご注意〉 被害者治療費等保険金をお支払いした後に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合には、既に支払われた治療費等保険金のうち、被保険者が負担すべき法律上の損害賠償責任部分に相当する額は、損害賠償金として支払われるべき「賠償保険金」に充当します。
被害者 治療費等 保険金	日本国内において施設の所有、使用または管理や仕事の遂行に起因する事故により下記の事態になった結果、被保険者が、法律上の損害賠償責任がない場合でも治療費等を当社の同意を得て負担することにより損害を被ったとき	・他人が身体の障害を被り、被害者がその身体の障害を直接の原因としてその事故の日からその日を含めて180日以内に、通院・入院した、あるいは重度後遺障害を被った、または死亡した場合

④ 基本の補償 1 「財物損害の補償」にセット可能なオプション特約

特約の名称	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
建物内明記物件補償特約 （貴金属等用）（稿本等用）	前記① 基本の補償1 「事故の種類」（電気的・機械的事故を除きます）の事故によって、建物に収容された明記した貴金属等または稿本等に損害が生じた場合に、建物内明記物件保険金額を限度に損害保険金をお支払いします（注1）（注2）（注3）。	前記① 基本の補償1 「保険金をお支払いできない主な場合」のほか、ベーシックプランの場合、盗難によって建物内商品・製品等である稿本等に生じた損害についても保険金をお支払いできません。
敷地内屋外物件包括補償 特約（注4）	前記① 基本の補償1 「事故の種類」（電気的・機械的事故を除きます）の事故によって、敷地内の屋外設備・装置、建物外設備・什器等および建物外商品・製品等に損害が発生した場合に、この特約の支払限度額を限度に損害保険金をお支払いします（注2）（注3）。	前記① 基本の補償1 「保険金をお支払いできない主な場合」のほか、ベーシックプランの場合、盗難によって建物外商品・製品等に生じた損害についても保険金をお支払いできません。
業務用現金盗難拡張補償 特約（注5）	普通保険約款の補償を拡張し、建物内保管中および輸送中における業務用通貨・預貯金証書・切手・印紙・手形・小切手の盗難による損害を補償します（ワイドPlusプラン、ワイドプランのみセット可能です）。	前記① 基本の補償1 「保険金をお支払いできない主な場合」のほか、以下の損害についても保険金をお支払いできません。 ・帳簿（現金元帳等をいいます）その他の証拠書類により客観的に証明することができない損害 等
電気的・機械的事故を補償する 保険の対象の範囲限定 （建物内設備・什器等対象外）特約（注5）	前記① 基本の補償1 「事故の種類」⑨について、建物内設備・什器等を補償対象外とします（ワイドPlusプランのみセット可能です）。	前記① 基本の補償1 「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ
データ損害補償特約（注5）	普通保険約款およびサイバーインシデント限定補償特約（注6）で補償対象外となるデータ等に、以下の損害が生じた場合に補償します（ワイドPlusプラン、ワイドプランのみセット可能です（注2））。【市販されているデータ等の場合】サイバー攻撃の結果として保険の対象に生じた損害（火災および破裂・爆発を除きます）／サイバー攻撃によらない（① 基本の補償1 ⑨または⑩の事故による損害（データ等のみに損害が生じた場合に限ります）【市販されていないデータ等の場合】① 基本の補償1 の事故による損害（データ等の修復・再作成を行った場合に限ります）	前記① 基本の補償1 「保険金をお支払いできない主な場合」のほか、以下の損害についても保険金をお支払いできません。 ・空気乾燥、温度変化または温度変化による損害 等
事業者用類焼損害補償 特約 補償重複	主契約の保険の対象である建物および屋外設備・装置ならびにそれらの収容動産等からの火災または破裂・爆発事故によって、近隣の建物やその収容動産に類焼した場合に類焼先の損害を補償します。類焼先に他の保険契約等がある場合は、その保険契約等からの保険金で不足する部分に対して類焼損害保険金をお支払いします。	保険契約者等の故意、地震もしくは噴火またはこれらによる津波などのほか、以下のものに対する損害については補償対象外となります。 ・保険の対象である「建物」・「屋外設備・装置」・「動産」 ・保険の対象である動産を収容する建物 ・保険の対象である建物に収容される動産 ・屋外設備・装置および建物内に収容されない動産 ・通貨、有価証券類や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属等 ・国・地方公共団体が所有する建物・動産 ・商品・製品等 等
家賃補償特約	火災等により、建物が損害を受けた結果発生する家賃の損失を補償します（注2）。 ※1 工場物件にはセットできません。 ※2 「休業損害補償条項」を選択したご契約にはセットすることはできません。	前記① 基本の補償1 「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ
臨時費用保険金補償内容変更 （30%・500万円限度）特約	普通保険約款で規定されている臨時費用保険金の支払割合と支払限度額（10%・100万円限度）を30%・500万円限度に変更する特約です（注7）。	前記① 基本の補償1 「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ
費用保険金（火災等限定）特約	普通保険約款で規定されている臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金および修理付帯費用保険金の補償範囲を火災、落雷または破裂・爆発に限定します（注7）。	前記① 基本の補償1 「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ
臨時費用保険金対象外特約	普通保険約款で規定されている臨時費用保険金を補償対象外とする特約です（注7）。	前記① 基本の補償1 「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ
地震火災費用保険金対象外特約	普通保険約款で規定されている地震火災費用保険金を補償対象外とする特約です（注7）。	

（注1）事故の種類により、支払限度額が設けられている場合があります。（注2）補償の対象となる事故の種類は契約プランにより異なります。（注3）ベーシックプランの水災については縮小支払割合が適用されます。（注4）保険の対象に、屋外設備・装置、建物外設備・什器等または建物外商品・製品等を含むご契約にはセットできません。（注5）保険の対象に、建物内設備・什器等を含む場合に限りセットすることができます。（注6）自動セットされる特約であり、サイバー攻撃の結果として、保険の対象に生じた損害（火災、破裂・爆発を除きます）に対しては、保険金をお支払いしません。（注7）建物内明記物件補償特約または「敷地内屋外物件包括補償特約」をセットする場合、これらの保険の対象においても同様となります。

ない主な場合をご説明します。

※詳細は、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご参照ください。

⑤ 基本の補償 1 「財物損害の補償」または 基本の補償 2 「休業損害の補償」にセット可能なオプション特約

特約の名称	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
借家人賠償責任・ 修理費用補償特約 補償重複	偶然な事故により、被保険者が借戸室に損害を与えた結果、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を補償します。	次の事由による損害については保険金をお支払いできません。 〈両特約共通〉 ・保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 ・戦争、革命、内乱、暴動等 ・地震、噴火、洪水、津波または高潮 ・核燃料物質などに起因する事故 ・借戸室の欠陥によって生じた損壊 ・借戸室の自然の消耗もしくは劣化等による損壊 〈「借家人賠償責任・修理費用補償特約」のみ〉 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損壊 ・借戸室の使用により不可避免的に生じた汚損、すり傷、かき傷等の損壊 ・外来の事故に直接起因しない不測かつ突発的な電氣的または機械的事故によって生じた損壊 ・吹込みまたはこれらのものの漏入により生じた損壊 等
借家人賠償責任・ 修理費用補償（火災等限定） 特約 補償重複	火災、破裂または爆発により、被保険者が借戸室に損害を与えた結果、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を補償する特約です。 また、約款所定の事故により借戸室に損害が発生し、貸主との契約に基づき、被保険者が自己の費用で修理した場合の修理費用を主要構造部等の修理費用を除き、補償します。	

⑥ 「賠償責任等補償特約」にセット可能なオプション特約

特約の名称	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
受託物賠償責任補償特約 補償重複	・記名被保険者が対象施設内で管理または使用する受託物の損壊によって、受託物について正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 （受託物に含めない主なもの） ・動物、植物等の生物 ・自動車等ならびにこれらに定着または装備されている付属品 ・通貨、小切手、電子マネー、株券、手形その他の有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物 ・稿本等、貴金属等 等 ・記名被保険者が対象施設内で保管する（注1）来訪者財物の損壊によって、来訪者財物について正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合	前記③賠償責任等補償特約の「保険金をお支払いできない主な場合」を準用するほか、次の事由による損害については保険金をお支払いできません。 ・記名被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いもしくは加担した盗取に起因する損害 ・記名被保険者の使用人が所有または私用に供する財物の損壊に起因する損害 ・受託物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する損害 ・受託物の目減り、原因不明の数量不足または受託物本来の性質に起因する損害 ・受託物の自然の消耗、または受託物の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、またはその他これらに類似の事由に起因する損害 ・来訪者財物の損壊による使用不能またはそれによる収益減少について記名被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害 ・来訪者財物が来訪者に引き渡された後に発見された来訪者財物の損壊に起因する損害 等
弁護士費用特約 補償重複	〈弁護士費用等保険金〉 日本国内において偶然な事故によって右記ア.からウ.の被害（注2）が発生したことにより、保険金請求権者が損害賠償請求を弁護士等に委任することにより発生した弁護士費用等（弁護士報酬・訴訟費用など）を負担した場合 〈法律相談費用保険金〉 日本国内における偶然な事故によって右記ア.からウ.の被害（注2）が発生したことにより、保険金請求権者が被害（注2）の日から3年以内に弁護士等に法律相談を行うことにより法律相談費用を負担した場合 ア. 被保険者が被った身体障害 イ. 施設の損壊 ウ. 住宅または日常生活用動産の損壊または盗取（注3）	次の事由による損害については保険金をお支払いできません。 〈共通の事項〉 ・保険契約者等の故意もしくは重大な過失 ・被保険者相互間の事故 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・石綿等の発がん性その他の有害な特性に起因する事故 ・被保険者と第三者との間の損害賠償に関する特別の約定によって加重された損害賠償責任による損害 等 〈法律相談費用保険金固有の事項〉 ・婚姻、離婚、親子関係または相続等 ・身体障害を伴わない人格権侵害 等

（注1）一時的に対象施設外で管理する場合を含みます。（注2）保険期間中に発生した場合に限ります。（注3）記名被保険者（記名被保険者が法人である場合は代表者）が保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物に居住している場合に補償されます。

【複数のご契約があるお客さまへ】 **補償重複** マークが付いている特約をセットする場合

補償内容が同様の保険契約（タフビズ事業活動総合保険以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。※複数あるご契約のうち、これらの特約を一つのご契約のみにセットしている場合、移転等によりご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

契約概要のご説明①

特に確認いただきたい重要事項についてご説明します。

タフビズ事業活動総合保険の概要

① 商品の仕組みおよび引受条件等

① 商品の仕組み

- (1) 火災をはじめとするさまざまな偶然な事故等により、保険の対象に生じた損害や損害を受けたことによる損失等を補償する保険です。保険の対象が「一般物件(注1)」または「工場物件(注2)」である場合に、ご契約いただくことができます。
- (2) 補償範囲の異なる4つのプランの中から、いずれかのプランをご選択いただき、物損害補償条項・休業損害補償条項のいずれかまたは両方(注3)をご選択のうえ、契約していただきます。それぞれのプランの内容は、P17～20 **補償内容の詳細①②**をご参照ください。
- (注1) 店舗、事務所等の建物、工場物件に該当しない作業場等の建物(これらを併設した居住用建物を含みます)、屋外設備・装置または動産をいいます。
- (注2) 一定以上の作業規模を有する工場敷地内所在の作業場、動力室、倉庫、事務所等の建物、屋外設備・装置または動産をいいます。
- (注3) 物損害補償条項と休業損害補償条項の両方をご契約いただく場合、選択する契約プランは同一のプランとなります。

② 保険の対象

- (1) 物損害補償条項および建物内明記物件補償特約

保険の対象	ご説明	物損害補償条項の保険の対象に含まれないもの
ア.建物	門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除く、土地に定着し、屋根および柱または壁を有するもの	a.建築および増築中の建物(注3) b.組立・据付中の屋外設備・装置または設備・什器等(注3) c.道路、軌道その他の土木構造物 d.橋樑、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置 e.海に所在する建物、屋外設備・装置および動産 f.自動車、船舶、航空機、人工衛星、ロケット、電車、機関車、客車および貨車等ならびにこれらに定着または装備されている付属品 g.通貨、小切手、電子マネー、株券、手形その他の有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物 h.テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物であって、市販されていないもの i.次に掲げる貴金属等 ●建物内商品・製品等であって、1個または1組の価額が30万円を超えるもの ●建物外設備・什器等であるもの ●建物外商品・製品等であるもの j.屋外所在の移動式看板 k.建物外家財 l.稿本等
イ.建物内家財	建物内に収容される生活用動産(注1)	
ウ.建物内明記物件 〔建物内明記物件補償特約(貴金属等用)(稿本等用)をセット〕	(ア)建物内家財または建物内設備・什器等である1個または1組ごとの価額が30万円を超える貴金属等で、イ.建物内家財およびエ.建物内設備・什器等とは別に保険金額を定めたもの(注2) (イ)建物内家財、建物内設備・什器等または建物内商品・製品等である稿本等で、イ.建物内家財、エ.建物内設備・什器等およびオ.建物内商品・製品等とは別に保険金額を定めたもの(注2)	
エ.建物内設備・什器等	建物内に収容される設備・什器等	
オ.建物内商品・製品等	建物内に収容される商品・製品等	
カ.屋外設備・装置	建物を除く、土地に定着している門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等	
キ.建物外設備・什器等	建物内に収容されない設備・什器等(屋外設備・装置内に収容される設備・什器等および屋外にある設備・什器等)	
ク.建物外商品・製品等	建物内に収容されない商品・製品等(屋外設備・装置内に収容される商品・製品等および屋外にある商品・製品等)	等

- (注1) 被保険者または親族の方が所有するものに限ります。(注2) 別途保険料を払い込みいただく必要があります。
- (注3) 被保険者が工事の発注者であるものを除きます。

⚠ 「建物」を保険の対象とする場合のご注意

門、塀、垣、建物の基礎、畳、建具、造作、物置・車庫その他の付属建物で延床面積が66㎡未満のものは、ご契約時に保険の対象に含まない旨のお申出がないかぎり、保険の対象に含まれます。なお、延床面積が66㎡以上の物置・車庫その他の付属建物を保険の対象とする場合は、別途保険金額を設定してご契約いただく必要があります(別途保険料を払い込みいただく必要があります)。

- (2) 休業損害補償条項

保険の対象(注)	ご説明
ア.施設	日本国内に所在する保険証券記載の建物または構築物およびこれらの所在する敷地内にある被保険者の占有する物件
イ.隣接物件	上記ア.施設記載の敷地内に所在する建物または構築物のうち、被保険者が入居するテナントビル等で他人が占有する部分のほか、建物または構築物に隣接するアーケードや建物または構築物へ通じる袋小路等
ウ.敷地外ユーティリティ設備	約款記載の事業者の占有する電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道または電信・電話の供給・中継設備および配管または配線であって、上記ア.施設と配管または配線が接続しているものをいいます。ただし、日本国内に所在するものに限ります。

- (注) 上記(1)物損害補償条項および建物内明記物件補償特約の「物損害補償条項の保険の対象に含まれないもの」a.～h.は保険の対象に含まれません。

③ 基本となる補償とお支払いする損害保険金の額

基本となる補償(契約プラン)を構成する事故の種類、保険金をお支払いする主な場合およびお支払いできない主な場合は、P17～20 **補償内容の詳細①②**をご覧ください。

④ 免責金額

免責金額は物損害補償条項に適用されます(注1)(注2)。なお、保険期間の途中で、免責金額を変更することはできません。免責金額の設定については、P8 **免責金額の選択**をご覧ください。

(注1) 上記②**保険の対象**(1)の保険の対象共通となります。

(注2) 特約についても免責金額が設定される場合があります。

⑤ 主な特約の概要

主な特約とその概要については、P21～22 **補償内容の詳細③**をご覧ください。

STEP 1 基本の補償(財物損害)

STEP 2 基本の補償(休業損害)

STEP 3 オプション特約・地震保険・その他のサービスと補償

STEP 4 補償内容の詳細・契約概要

※保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

⑥ 保険金額の設定

- (1) 物損害補償条項および建物内明記物件補償特約
- 保険金額の設定については次の点にご注意ください。また、お客さまの保険金額については、保険申込書でご確認ください。
- なお、保険金額は保険価額いっぱいにご設定ください。また、他の保険契約等がある場合は、合算した保険金額が保険価額を超えていないことをご確認ください。
- ※保険金額が保険価額に満たないときは、お支払いする保険金が損害の額よりも少なくなることがあります。

保険の対象		保険金額の設定
建物	建物	・時価額を基準として、一つの建物ごとに千円単位で保険金額を設定ください(土地代は除いて設定ください)。 ・「建物価額協定保険特約」、「建物価額協定保険特約(他保険上乘せ方式)」、「新価実損払特約(建物用)」または「新価保険特約(建物用)」をセットする場合は、再調達価額を基準として保険金額を設定ください。ただし、「新価実損払特約(建物用)」をセットする場合の保険金額は再調達価額を限度に1,000万円以上千円単位で設定ください。 ・なお、一般物件で合計床面積が1,500㎡以上のご契約または工場物件のご契約の場合は、「建物価額協定保険特約」および「建物価額協定保険特約(他保険上乘せ方式)」はセットできません。また、一般物件で合計床面積が1,500㎡未満のご契約には「新価実損払特約(建物用)」はセットできません。
	建物内家財	一つの建物内に収容される建物内家財ごとにこれらを一括して保険金額を設定ください。なお、保険金額は再調達価額を限度に100万円以上十万円単位で設定ください(「新価実損払特約(建物内家財用)」が自動セットされます)。
建物内動産	建物内明記物件	● 貴金属等の場合 一つの建物内に収容される1個または1組の貴金属等ごとに、30万円超千円単位で保険金額を設定ください。複数の保険の対象がある場合は、これらを合算したものを建物内明記物件全体の保険金額とします。 ● 稿本等の場合 一つの建物内に収容される1個の稿本等ごとに千円単位で保険金額を設定ください。複数の保険の対象がある場合は、これらを合算したものを建物内明記物件全体の保険金額とします。 ※貴金属等と稿本等を合わせて保険の対象とする場合は、これらを合算したものを建物内明記物件全体の保険金額とします。
	建物内設備・什器等	・時価額を基準として、一つの建物に収容される建物内設備・什器等ごとにこれらを一括して千円単位で保険金額を設定ください。 ・「新価実損払特約(建物内設備・什器等用)」または「新価保険特約(建物内設備・什器等用)」をセットする場合は、再調達価額を基準として保険金額を設定ください。ただし、「新価実損払特約(建物内設備・什器等用)」をセットする場合は、保険金額は再調達価額を限度に100万円以上千円単位で設定ください。
	建物内商品・製品等	・時価額(予想最高在庫価額)に相当する額を基準として、一つの建物に収容される建物内商品・製品等ごとにこれらを一括して千円単位で保険金額を設定ください。 ・「実損払特約(建物内商品・製品等用)」をセットする場合は、保険金額は時価額(予想最高在庫価額)に相当する額を限度に100万円以上千円単位で設定ください。
	屋外設備・装置	・時価額を基準として、屋外設備・装置一基ごとに千円単位で保険金額を設定ください。 ・「新価保険特約(屋外物件等用)」をセットする場合は、再調達価額を基準として保険金額を設定ください。
建物外動産	建物外設備・什器等	・時価額を基準として、1敷地内に所在する建物外設備・什器等ごとにこれらを一括して千円単位で保険金額を設定ください。 ・「新価保険特約(屋外物件等用)」をセットする場合は、再調達価額を基準として保険金額を設定ください。
	建物外商品・製品等	時価額(予想最高在庫価額)に相当する額を基準として、1敷地内に所在する建物外商品・製品等ごとにこれらを一括して千円単位で保険金額を設定ください。

- 物損害補償条項および建物内明記物件補償特約の保険金額の合計額と「敷地内屋外物件包括補償特約」の支払限度額の合計が1保険証券10億円以上となる場合は、タフビズ事業活動総合保険ではお引受けできないため、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。
- 建物内家財、建物内設備・什器等および建物内商品・製品等の保険金額は、建物内明記物件の保険金額を含めずに設定ください。
- 屋外設備・装置および建物外動産については、「敷地内屋外物件包括補償特約」をセットすることにより、敷地内の屋外設備・装置、建物外設備・什器等および建物外商品・製品等を包括して引き受けることも可能です(支払限度額は500万円)。
- 保険の対象ごとの新価実損払特約、実損払特約または建物価額協定保険特約をセットする場合には、保険の対象に生じた損害について、保険金額を限度に事故発生時の再調達価額(建物内商品・製品等は時価額)を基準とした損害の額を補償します。また、保険金額の設定にあたっては、ご契約時の再調達価額(建物内商品・製品等は時価額)を限度に、お客さまのご希望に応じて設定いただけますが(「建物価額協定保険特約」の場合は再調達価額の30%以上10%単位、複数のご契約に分けてご加入いただく場合は、ご契約をまとめてご加入いただくよりも、保険料の合計が高くなる場合があります)のでご注意ください。

- (2) 休業損害補償条項

1事業所ごとの1日あたりの粗利益額(注1)を基準に契約口数を設定ください。契約口数は、「1万円×契約口数」が1日あたりの粗利益額以下となるよう、200口を上限に設定ください。支払限度額は、1口につき「1万円×約定復旧期間日数(注2)(注3)」となります。

(注1) 粗利益額とは、売上高から商品仕入高および原材料費(期首棚卸高を加え、期末棚卸高を差し引いたものです)を差し引いた残高をいいます。

(注2) 約定復旧期間は、保険金支払の対象となる期間であって、30日、100日、180日、365日の中から設定いただけます。

(注3) 食中毒・特定感染症の事故のうち、食中毒の場合は、約定復旧期間に応じ、約款記載の補償限度期間が休業日数・復旧期間の限度となります。特定感染症の場合は、約定復旧期間にかかわらず、14日間が休業日数・復旧期間の限度となります。

⑦ 保険期間および補償の開始・終了時期

- (1) 保険期間: 1年から5年までの整数年で設定できます(払込方法によっては、設定できる保険期間に制限があります)。
- (2) 補償の開始: 始期日の午後4時(保険申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に始まります。
- (3) 補償の終了: 満期日の午後4時に終わります。

契約概要のご説明②

特に確認いただきたい重要事項についてご説明します。

2 保険料の決定の仕組み

保険料は、契約プラン、保険金額、保険期間、建物の所在地、物件種別、構造、建築年月(注)、職作業、作業規模、払込方法等により決まります。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。また、実際に払い込んでいただく保険料は、保険申込書でご確認ください。

(注) 保険の対象に建物を含む契約で、建物建築年が始期日の属する年から10年以内の場合に、築年数割引(建物建築年による割引)を適用します。契約締結時に建物建築年が不明であった場合、または始期日の属する年から10年超であることを確認した場合、割引は適用できません。なお、保険期間の中途において建物建築年が判明した場合でも、保険期間の途中で割引を適用することはできません。

3 保険料の払込方法

(1) ご契約時の保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます。ただし、ご契約内容によっては選択でない払込方法があります。また、代理店・扱者によっても取扱いできない場合があります。

○: 選択できます ✕: 選択できません

主な払込方法	分割払				1年一時払	長期一括払
	一般分割払(注1)	大口分割払	長期月払(注2)	長期年払		
口座振替	○	○	○	○	○	○
クレジットカード払(登録方式)(注3)	✕	✕	✕	✕	○	○
払込票払(注3)	✕	✕	✕	✕	○	○

(注1) 保険料割増が適用されます。

(注2) 保険期間が3年以下の場合、保険料割増が適用されます。

(注3) 保険料の額によっては利用できない場合があります。



初回保険料を口座振替で払い込みいただく場合の注意事項

初回保険料を口座振替で払い込みいただく場合は、ご契約時に「火災保険申込書」と「口座振替申込書」にてお手続きいただき、ご契約後すみやかに(保険責任開始時まで)、あいおいニッセイ同和損保初回口座振替受付専用ダイヤル(0120-502-565)へご連絡ください。

※1 始期日の属する月の前月までにお手続きいただける場合は、ご連絡は不要です。

※2 応答装置による質問にお答えいただけますので、火災保険申込書などご契約内容のわかるものをお手元にご用意ください。

※3 IP電話等からおかけいただいた場合、電話会社の都合でつながらない場合がございます。その場合は、申し訳ございませんが、079-598-2390(有料)におかけください。

※ご継続の保険料をお支払いいただく際に口座振替を利用いただく場合は、「火災保険申込書」と「口座振替申込書」を始期日の属する月の前月末までに提出いただくようお願いいたします(既にご継続前のご契約が口座振替契約のお客さまは、火災保険申込書のみのご提出となります)。

(2) 上記(1)の他、大口分割払・1年一時払・長期一括払の場合は、現金により払い込むこともできます(注)。その場合、始期日以降であっても、ご契約の代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故による損害または損失等については、保険金をお支払いできません。

(注) 現金で払い込んでいただく場合には、当社所定の保険料領収証を発行します。

4 満期返れい金・契約者配当金

タフビズ事業活動総合保険および地震保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、ご契約の代理店・扱者または当社までお申出ください。

●ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

●始期日から解約日までの保険料の払込状況等により、追加の保険料をご請求する場合があります(注)。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

(注) 特に、「初回保険料口座振替特約」とあわせて、「保険料一般分割払特約」、「保険料大口分割払特約」または「長期保険料分割払特約」(長期月払の場合)をセットした契約については、原則として追加請求が発生します。

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

当社へのご相談・苦情がある場合

下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保
カスタマーセンター (無料)
0120-721-101

●受付時間 平日9:00～17:00
●土日・祝日および年末年始は休業させていただきます。

事故が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター (無料)
0120-985-024

●受付時間[24時間365日]
●IP電話からは**0276-90-8852 (有料)**におかけください。
●おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関

当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 **【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】**
そんぽADRセンター **0570-022-808**

●受付時間[平日 9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
●携帯電話からも利用できます。IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。
●おかけ間違いにご注意ください。
●詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

STEP 1 基本の補償
(財物損害)

STEP 2 基本の補償
(休業損害)

STEP 3 オプション特約・
地震保険・その他の
サービスと補償

STEP 4 補償内容の詳細・
契約概要

地震保険の内容についてご説明します。

地震保険の概要

1 商品の仕組み

地震保険は単独でご契約できません。タフビズ事業活動総合保険の物損害補償条項(以下、地震保険の概要において「主契約」といいます)とセットでご契約する必要があります。主契約が保険期間の途中で終了したときは、地震保険も同時に終了します。また、主契約の保険期間の中途から地震保険をご契約することができます。

2 保険の対象

地震保険の保険の対象は、併用住宅(店舗の事務所等と住居を併用している建物)またはそれに収容される家財です。これらに該当しない場合は保険の対象とすることはできませんのでご注意ください。なお、次のものは保険の対象に含まれません。

●店舗や事務所のみに使用されている建物 ●営業用什器・備品や商品などの動産 ●通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車 ●稿本等 ●貴金属等で1個または1組の価額が30万円を超えるもの

3 補償内容

(1) 地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます)を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって保険の対象に次の損害が発生した場合に保険金をお支払いします。保険金は、実際の修理費ではなく、損害の程度(全損、大半損、小半損または一部損)に応じて地震保険金額に一定の割合(100%、60%、30%または5%)を乗じた額をお支払いします。

損害の程度	保険金をお支払いする場合(建物の主要構造部とは、軸組、基礎、屋根、外壁等をいいます)		お支払いする保険金の額
	建物	家財	
全損	●主要構造部の損害の額が建物の時価額の50%以上 ●焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の70%以上	家財の損害の額が家財の時価額の80%以上	地震保険の保険金額の 全額 (時価額が限度)
大半損	●主要構造部の損害の額が建物の時価額の40%以上50%未満 ●焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の50%以上70%未満	家財の損害の額が家財の時価額の60%以上80%未満	地震保険の保険金額の 60% (時価額の60%が限度)
小半損	●主要構造部の損害の額が建物の時価額の20%以上40%未満 ●焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の20%以上50%未満	家財の損害の額が家財の時価額の30%以上60%未満	地震保険の保険金額の 30% (時価額の30%が限度)
一部損	●主要構造部の損害の額が建物の時価額の3%以上20%未満 ●上記損害の程度に至らない建物の床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水	家財の損害の額が家財の時価額の10%以上30%未満	地震保険の保険金額の 5% (時価額の5%が限度)

(2) 1回の地震等(注1)による損害保険会社全社の支払保険金総額が11.7兆円(注2)を超える場合、お支払いする保険金は右記の算式により計算した金額に削減されることがあります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{11.7\text{兆円}}{\text{算出された保険金の総額}}$$

(注1) 72時間以内に発生した2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

(注2) 令和2年9月時点の金額です。なお、本金額は「地震保険に関する法律」施行令および施行規則により定められています。

4 保険金をお支払いできない主な場合等

(1) 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に発生した損害や、保険の対象の紛失・盗難による損害の場合には保険金をお支払いできません。
(2) 門、塀または垣のみの損害など、主要構造部に該当しない部分のみの損害は、保険金のお支払い対象とはなりません。
(3) 損害の程度が一部損に至らない損害の場合には、保険金のお支払い対象とはなりません。

5 保険期間、保険料の払込方法等

地震保険の保険期間および払込方法は、セットでご契約していただく主契約と同じになります。

6 引受条件(保険金額の設定、保険料決定の仕組み等)

(1) 地震保険の保険金額は、建物・家財ごとに、**主契約の保険金額の30～50%の範囲**で千円単位で設定できます。ただし、他の地震保険契約と合算して**建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額**となります。
(2) 地震保険の保険料は、保険金額の他に建物の所在地・構造等により決まります。
(3) 所定の確認資料の提出により、耐震・免震性能に応じた右表の割引を適用できる場合があります。詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。割引制度を重複して適用することはできません。

割引制度	割引率	内 容
免震建築物割引	50%	住宅の品質確保の促進等に関する法律(品確法)に規定する評価方法基準において、免震建築物の基準に適合する建物およびその収容家財に対して適用します。
耐震等級割引	耐震等級 3 50% 耐震等級 2 30% 耐震等級 1 10%	住宅の品質確保の促進等に関する法律(品確法)に規定する評価方法基準に定められた「耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)」または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)」の評価指針に定められた耐震等級を有している建物およびその収容家財に対して適用します。
建築年割引	10%	昭和56年(1981年)6月1日以降に新築された建物およびその収容家財に対して適用します。
耐震診断割引	10%	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年(1981年)6月1日施行)に基づく耐震基準を満たす建物およびその収容家財に対して適用します。



警戒宣言発令後の
地震保険の取扱い

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象について、地震保険の新規契約および保険金額の増額契約はお引受けできませんのでご注意ください。